

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月27日

【事業年度】 第71期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 上新電機株式会社

【英訳名】 Joshin Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 金 谷 隆 平

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【電話番号】 大阪 06(6631)1161

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長
大 代 卓

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【電話番号】 大阪 06(6631)1161

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長
大 代 卓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	372,385	375,782	374,387	391,726	403,832
経常利益 (百万円)	6,628	7,802	8,050	9,662	11,003
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,366	4,356	5,190	5,579	6,354
包括利益 (百万円)	5,043	3,160	5,797	5,749	6,146
純資産額 (百万円)	66,807	70,773	75,859	80,892	86,091
総資産額 (百万円)	175,005	180,905	185,971	188,550	207,351
1株当たり純資産額 (円)	2,621.16	2,683.98	2,868.65	3,049.92	3,233.80
1株当たり当期純利益 (円)	133.64	166.26	196.56	210.62	239.10
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	127.02	165.04			
自己資本比率 (%)	38.2	39.1	40.8	42.9	41.5
自己資本利益率 (%)	5.2	6.3	7.1	7.1	7.6
株価収益率 (倍)	14.26	10.41	11.56	18.45	10.67
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,367	751	16,581	15,223	4,533
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,903	3,595	10,412	6,230	10,427
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,494	2,167	6,131	8,134	5,900
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	4,163	3,486	3,523	4,381	4,389
従業員数 (ほか平均臨時 従業員数) (名)	3,698 (3,351)	3,701 (3,425)	3,782 (3,128)	3,807 (3,419)	3,876 (3,623)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口及び役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を控除しております。

3. 2017年10月1日付で当社普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時従業員数は、一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数であります。

5. 第69期、第70期及び第71期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月		2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月
売上高	(百万円)	364,473	368,423	367,819	387,567	399,302
経常利益	(百万円)	5,547	6,742	7,075	8,558	9,510
当期純利益	(百万円)	2,011	3,715	4,632	4,868	5,369
資本金	(百万円)	15,121	15,121	15,121	15,121	15,121
発行済株式総数	(株)	57,568,067	57,568,067	57,568,067	28,784,033	28,784,033
純資産額	(百万円)	57,252	61,386	65,859	70,270	74,399
総資産額	(百万円)	171,872	179,857	185,672	187,791	206,206
1株当たり純資産額	(円)	2,246.28	2,327.98	2,490.50	2,649.47	2,794.62
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円)	16.00 ()	16.00 ()	16.00 ()	42.00 ()	50.00 ()
1株当たり当期純利益	(円)	79.85	141.79	175.43	183.79	202.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	75.89	140.75			
自己資本比率	(%)	33.3	34.1	35.5	37.4	36.1
自己資本利益率	(%)	3.6	6.3	7.3	7.2	7.4
株価収益率	(倍)	23.87	12.20	12.95	21.14	12.62
配当性向	(%)	40.1	22.6	18.2	22.9	24.7
従業員数 (ほか平均臨時 従業員数)	(名)	2,888 (2,755)	2,903 (2,816)	3,287 (2,564)	3,313 (3,100)	3,379 (3,268)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	117.5 (130.7)	108.7 (116.5)	143.5 (133.7)	243.8 (154.9)	166.0 (147.1)
最高株価	(円)	1,019	1,225	1,166	4,615 (1,864)	4,580
最低株価	(円)	781	841	819	3,140 (1,082)	2,173

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口及び役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を控除しております。
- 2017年10月1日付で当社普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第69期以前の1株当たり配当額につきましては、当該株式併合前の実際の配当額を記載しております。
- 第70期の1株当たり配当額42円には、創業70周年記念配当10円が含まれております。
- 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時従業員数は、一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数であります。
- 第69期、第70期及び第71期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第70期の株価については株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価を()にて記載しております。
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

- 1948年 5月 故浄弘信三郎が大阪市浪速区日本橋筋に「上新電気商会」を創立。
- 1950年 2月 法人組織に改組し、「上新電機産業株式会社」を設立。
- 1954年12月 パーツ類の販売業より、家電量販業に転換。
- 1957年 2月 故浄弘博光が代表取締役専務に就任。
- 1958年 4月 「上新電機株式会社」に商号変更。
- 1963年 5月 郊外店舗の第1号店を大阪府茨木市に開設。
- 1972年 9月 大阪証券取引所市場第二部に上場。
- 1973年11月 配送部門を分離し、「上新サービス株式会社」(1980年に上新物流株式会社に商号変更)を設立。
- 1974年11月 通信販売を開始(現在はインターネットショッピングサイト「Joshin web」を運営)。
- 1979年10月 立体駐車場付大型店舗「日本橋1ばん館」を開設。
- 1980年 8月 大阪証券取引所市場第一部に指定。
- 1981年10月 パソコン・OA機器専門店「J&P」(現・J&Pテクノランド)を開設。
- 1981年11月 関東地区進出第1号店として「みたか店」(現・アウトレット三鷹店)を開設。
- 1983年 1月 富山県の「株式会社三共」(三共ジョーシン株式会社)に資本参加、商品供給を開始。
- 1984年 4月 サービス部門を分離し、「ジョーシンサービス株式会社」を設立。
- 1985年 4月 フランチャイズ事業を開始。
- 1985年12月 東京証券取引所市場第一部に上場。
- 1986年10月 音楽・映像ソフト専門店「ディスクピア」(現・ディスクピア日本橋店)を開設。
- 1988年 6月 TVゲーム・模型・玩具などホビー専門の「キッズランド」を郡山インター店(現・郡山店)内に開設。
- 1989年 1月 新潟県に「ジョーシナルス株式会社」(新潟ジョーシン株式会社)を設立。
- 1989年 5月 東海地区進出第1号店として愛知県に「J&P大須店」(現スーパーキッズランド大須店)を開設。
- 1990年 2月 上新物流株式会社がジョーシンサービス株式会社を吸収合併し、「ジョーシンサービス株式会社」(連結子会社)に商号変更(2001年にジャブプロ株式会社に商号変更)。
- 1995年 3月 ドラッグストア「マザーピア和泉府中店」を開設。
- 1995年 4月 音楽・映像ソフトのレンタル店を開設。
- 1995年 5月 「ジョーシントック株式会社」(連結子会社)へ損害保険代理業務を移管。
- 1999年 2月 大規模物流倉庫「関西物流センター」を開設。
- 2000年 3月 当社の本社ビルが環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得。
- 2000年 5月 「ジョーシンサービス株式会社」(2001年にジャブプロ株式会社に商号変更、連結子会社)ファクトリーサービス部が品質管理及び品質保証活動の国際規格「ISO9002」(現・ISO9001)の認証を取得。
- 2001年 6月 家電アウトレット店を開設。
- 2001年 9月 音楽・映像ソフトの販売・賃貸や中古書籍等の売買を事業目的として、「ジェー・イー・ネクスト株式会社」(連結子会社)を設立。
- 2001年12月 中古書籍等の売買専門店「BOOK OFF滋賀水口店」を開設。
- 2003年 2月 株式会社阪神タイガースとスポンサー契約を締結し、ヘルメット広告を開始(ユニフォーム袖広告は2004年2月より、帽子及びユニフォームズボン広告は2018年2月より開始)。
- 2005年 4月 家電量販事業者として初の「プライバシーマーク」を取得。
- 2005年 5月 「ジェイパートナーズ株式会社」(現・兵庫京都ジョーシン株式会社、連結子会社)を設立し、店舗運営の一部を業務委託。
- 2005年12月 ジャブプロ株式会社が「ジョーシンサービス株式会社」(連結子会社)に商号変更するとともに、情報機器、通信機器の取付・設定業務を事業目的として「ジャブプロ株式会社」(連結子会社)を新たに設立。

- 2006年 6月 家電量販事業者で初めて「CSR報告書」(現・まごころ統合報告書)を発行。
- 2006年10月 玩具・模型専門店「スーパーキッズランド本店」を開設。
- 2007年 8月 東海・関東地区の店舗運営の一部を業務委託するため「東海ジョーシン株式会社」(連結子会社)及び「関東ジョーシン株式会社」(連結子会社)を設立。
- 2008年11月 当社が「2008年度 大企業小売販売事業者部門 製品安全対策優良企業 経済産業大臣賞」を受賞(2010年11月及び2012年11月にも同賞を受賞し、同制度初の3連続受賞となる)。
- 2008年11月 滋賀県の店舗運営の一部を業務委託するため「滋賀ジョーシン株式会社」(連結子会社)を設立。
- 2010年 2月 省エネ型製品普及推進優良店表彰で、加古川店が「省エネルギーセンター会長賞」を受賞(2011年 4月に大和高田店が同賞を受賞)。
- 2010年 4月 和歌山県の店舗運営の一部を業務委託するため「和歌山ジョーシン株式会社」(連結子会社)を設立。
- 2011年 7月 東北地区進出第1号店として山形県に「山形嶋店」を開設。
- 2011年10月 中国・四国地区の店舗運営の一部を業務委託するため「中四国ジョーシン株式会社」(連結子会社)を設立(当期末現在は、岡山県の店舗運営の一部を委託)。
- 2011年11月 中国地区進出第1号店として岡山県に「アリオ倉敷店」を開設。
- 2012年 4月 「J o s h i nトレーニングハウス」において物品搬入訓練家屋構造の特許を取得。
- 2012年 9月 有田川店に太陽光発電システムを設置し、家電量販事業者として初めて売電事業に参入。また、太陽光発電システムの高効率化技術「分散型M P P Tデバイス」の特許を取得。
- 2012年11月 ジェー・イー・ネクスト株式会社を分割会社とする会社分割(新設分割)を行い、「ジェイ・ホビー株式会社」(連結子会社)を設立し、店舗運営の一部を業務委託。
- 2013年12月 新潟ジョーシン株式会社を存続会社として、三共ジョーシン株式会社を吸収合併し、存続会社の商号を北信越ジョーシン株式会社(連結子会社)に変更。
- 2014年 6月 製品安全対策優良企業表彰において、初の「製品安全対策ゴールド企業マーク」を経済産業省より授与。
- 2015年 7月 免税専門店「スーパーでんでんランド」を開設。
- 2015年 9月 家電量販事業者としては初の「楽天スーパーポイント」の共通ポイントサービス「Rポイントカード」で楽天株式会社と提携。
- 2017年 1月 事業継続マネジメントシステムに関する国際規格「ISO 2 2 3 0 1 : 2 0 1 2」の認証を取得。
- 2017年 2月 北信越ジョーシン株式会社を株式会社北信越ジョーシンに商号変更後、同社を分割会社とする会社分割(新設分割)を行い、北信越ジョーシン株式会社(現、連結子会社)を新たに設立。また、同日付で当社を存続会社として株式会社北信越ジョーシンを吸収合併。
- 2017年10月 当社普通株式2株を1株とする株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更。

(2019年3月31日現在の店舗数は232店となっております。)

3 【事業の内容】

当社及びその関係会社で構成するジョーシングループの主な事業内容と、各社の当該事業に係る位置付け及び事業部門との関連は、次のとおりであります。なお、当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

当社は、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンサービス株式会社(連結子会社)は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャブロ株式会社(連結子会社)は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシンテック株式会社(連結子会社)は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。

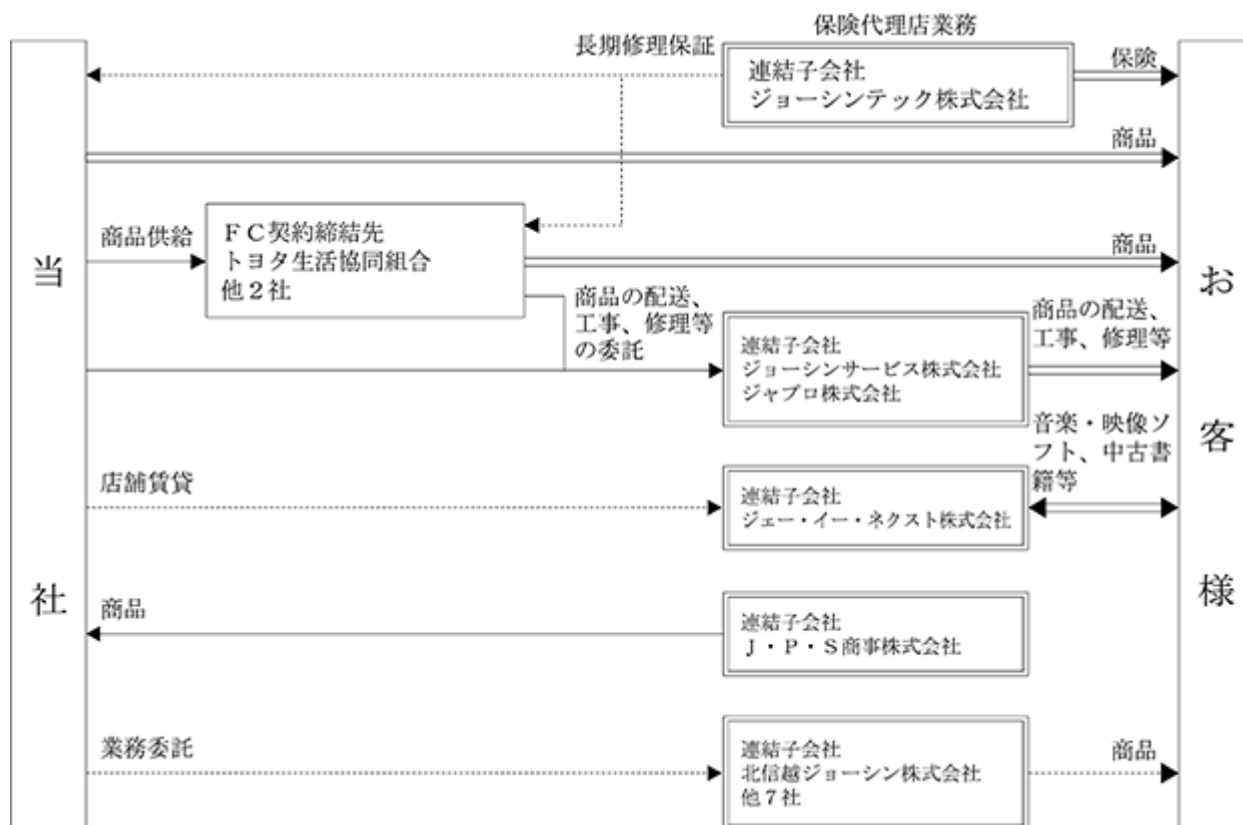
ジェー・イー・ネクスト株式会社(連結子会社)は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおり、当社はジェー・イー・ネクスト株式会社に店舗を賃貸しております。

J・P・S商事株式会社(連結子会社)は、家電商品等の販売業務を行っております。

また、当社は兵庫京都ジョーシン株式会社(連結子会社)、東海ジョーシン株式会社(連結子会社)、関東ジョーシン株式会社(連結子会社)、滋賀ジョーシン株式会社(連結子会社)、和歌山ジョーシン株式会社(連結子会社)、中四国ジョーシン株式会社(連結子会社)、北信越ジョーシン株式会社(連結子会社)及びジェイ・ホビー株式会社(連結子会社)に店舗運営の一部を業務委託しております。

当社は、F C契約締結先(トヨタ生活協同組合他2社)に対して経営指導、商品供給等を行っております。

以上の事項を事業系統図によって示しますと、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) ジョーシンサービス 株式会社	大阪市浪速区	60	家電商品等の 配送、据付、 修理及び保守 業務	100.0		役員の兼任 6名 (うち提出会社従業員3名) 営業上の取引 商品の配送、据付、修 理及び保守業務の委託 設備の賃貸借 事務所等の賃貸
(連結子会社) ジョーシンテック 株式会社	大阪市浪速区	100	損害保険・生 命保険代理店 業務	100.0		役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 長期修理保証制度加入 受付業務の受託 設備の賃貸借 事務所等の賃貸
(連結子会社) ジェー・イー・ネク スト株式会社	大阪市浪速区	50	音楽・映像ソ フトのレンタ ル、中古書籍 等の売買	100.0		役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 設備の賃貸借 店舗等の賃貸
(連結子会社) 兵庫京都ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	20	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0		役員の兼任 7名 (うち提出会社従業員4名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) ジャプロ株式会社 (注)4	大阪市浪速区	10	情報機器、通 信機器の取 付・設定	100.0 (100.0)		役員の兼任 3名 (うち提出会社従業員2名) 設備の賃貸借 事務所等の賃貸
(連結子会社) 東海ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0		役員の兼任 6名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 関東ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0		役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 滋賀ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0		役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 和歌山ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0		役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 中四国ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0		役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) ジェイ・ホビー 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0		役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) J・P・S商事 株式会社	大阪市浪速区	10	家電商品等の 販売	100.0		役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 商品の仕入
(連結子会社) 北信越ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0		役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託

(注) 1. 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 上記各社は、特定子会社に該当していません。

3. 上記各社は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

4. ジャプロ株式会社の「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

事業部門	従業員数(名)
販売部門	3,775 (3,623)
管理部門	101
合計	3,876 (3,623)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数(一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数)であります。
 3. 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
 4. 管理部門は、当社本社の総務部門等の人員数であります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,379 (3,268)	42.8	19.2	5,838

事業部門	従業員数(名)
販売部門	3,278 (3,268)
管理部門	101
合計	3,379 (3,268)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数(一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数)であります。
 3. 平均年齢及び平均勤続年数は、一般従業員におけるものであり、出向受入者等(854名)及び臨時従業員を含めてのものではありません。
 4. 平均年間給与は、一般従業員及び出向受入者等におけるものであり、臨時従業員を含めてのものではありません。なお、平均年間給与には賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当社は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
 6. 管理部門は、本社の総務部門等の人員数であります。

(3) 労働組合の状況

当グループ各社の労働組合は、U Aゼンセンに所属しております。

なお、連結子会社であるジョーシンテック株式会社、ジェー・イー・ネクスト株式会社、兵庫京都ジョーシン株式会社、ジャプロ株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社、中四国ジョーシン株式会社及びJ・P・S商事株式会社には、労働組合はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当グループが判断したものであります。

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当グループは、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器の専門販売店をコア事業と位置づけ、高度な専門性、ライフスタイル提案型の売場、豊富な品揃え、リーズナブルな価格、安心確実なアフターサービスを創業以来の「まごころサービス」の精神でお客様に提供するとともに、ネットワーク関連事業、フランチャイズ事業などの関連・周辺分野への展開により、「オンリーワンの幸せ提供業」をテーマに、社会に幅広く貢献することを目的としております。

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き緩やかな回復が期待されますが、海外景気の下振れリスクや、消費税増税の影響が懸念される国内の消費動向等、先行きについて不透明な状況が続くものと思われま

す。当家電販売業界におきましても、消費マインドの低迷による需要の伸び悩みや競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続するものと想定され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます熾烈になるものと予測されます。

このような厳しい状況下、当グループの持つ有形無形の資産のフル活用と活性化による、堅実かつ着実な成長を目指した中期経営計画『JT-2020 経営計画』の最終年度にあたり、テーマとする「オンリーワンの幸せ提供業」の実現に向け、創業以来積み上げてきた経営資源を最大限活用し、数値目標の達成に全社員一丸となって取り組むとともに、次期経営計画を展望し、時代の変化とニーズに即応した事業構造の改革を目指し、引き続き「オンリーワン」を目指す企業風土の醸成と収益性の向上に注力してまいります。

(2) JT - 2020 経営計画（2017年4月1日～2020年3月31日）について

中期経営計画策定の背景

当家電販売業界におきましては、マーケットの伸び悩みや、消費動向の不透明感、同業他社との競争の激化、ネット販売の拡大基調等ますます激しさを増しており、昨今一層顕著になってきております。

新規出店においても、不動産価格の高騰やオーバーストア環境から安定的な売上と利益の見込める物件の確保が困難な状況が続き、また営業の現場でも人手不足感も強くなりつつある中で、店舗毎の適正人員の見直しも余儀なくされています。

かかる環境下、当グループの持つ有形無形の資産のフル活用と活性化による、堅実かつ着実な成長を目指すことを主眼に新たな計画を策定することといたしました。

計画期間を3カ年とし、より機動的かつ精度の高い計画の推進を図ってまいります。

中期経営計画の目的

中期経営計画は、2020年3月期以降の当グループの中長期的な成長の礎とするため、創業以来積み上げてきた経営資源を最大限活用しつつ、事業構造の改革と全従業員の経営参画によって、時代の変化に即応し、時代のニーズをいち早くビジネスに直結させて「オンリーワン」を目指す企業風土の醸成と高い収益性の実現を目的としております。

JT - 2020 経営計画 テーマ

「オンリーワンの幸せ提供業」

お客様と従業員が「幸せ」を共有し、株主、お取引先様、地域社会ともメリットを共有できる経営を推進する。

J T - 2020 経営計画 基本施策

「オンリーワンの幸せ提供業」を実現するために「四つの力」を引き出し「3つのお約束」を実践する！

「四つの力」

『人の力』による精度と回転率の向上	(生産性の向上)
『商品の力』による幸せ提供業の推進	(売上・利益の拡大)
『会社の力』による経営体質の強化	(企業価値の向上)
『時の力』によるビジネス機会の拡大	(事業基盤の拡充)

「3つのお約束」

どこよりも 笑顔と もてなしの あふれるジョーシン！
どこよりも 感動がある商品提案の できるジョーシン！
どこにも負けない納得の サポートサービス完備！

経営の基本

「仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！」

J T - 2020 経営計画 2020年3月期 連結目標数値

売上高	4,050億円	(直近の業績予想	4,100億円)
営業利益	110億円	(115億円)
経常利益	110億円	(115億円)
親会社株主に帰属する当期純利益	60億円	(66.5億円)
売上高経常利益率	2.7%	(2.8%)
自己資本比率	43%以上		

(3) 会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定(以下「方針決定」といいます。)を支配する者は、長年にわたり築き上げた顧客、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

基本方針実現のための具体的な取組みの概要

A. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得(2005年4月)・ISO14001の認証取得(2000年3月)などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞(2008年、2010年、2012年)し、同制度が新たに創設した「製品安全対策ゴールド企業マーク」を使用する条件を満たしていることから、荣誉ある当該マークの授与第1号として選ばれました。また、2006年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております(2019年6月に「Joshinまごころ統合報告書2019」を発行)。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

B. 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2007年6月22日開催の当社第59回定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入し、2010年6月25日開催の当社第62回定時株主総会、2013年6月27日開催の当社第65回定時株主総会、次いで2016年6月28日開催の当社第68回定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で更新いたしました。(以下「前対応方針」といいます。)前対応方針の有効期間が、2019年6月25日開催の当社第71回定時株主総会の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、2019年5月10日開催の当社取締役会において、前対応方針を更新することを決定し、同定時株主総会において決議されております。(以下「本対応方針」といいます。)

具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

A. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

B. 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、前対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様にご決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

(4) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針

2007年6月22日開催の当社第59回定時株主総会において導入し、2010年6月25日開催の当社第62回定時株主総会、2013年6月27日開催の当社第65回定時株主総会、次いで2016年6月28日開催の当社第68回定時株主総会の決議により、一部改定した上で更新しました、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」が期限を迎えるに当たり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、2019年5月10日開催の当社取締役

会において、本対応方針に更新することを決定し、2019年6月25日開催の当社第71回定時株主総会において決議されております。

当社における企業価値及び株主共同の利益の向上の取組みについて

A. 企業理念

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

当社では、「ジョーシんで買い物をして本当によかった」と感じていただけるよう、付加価値の高い「まごころサービス」を提供するための指針として『3つのお約束』を掲げ取組んでおります。

どこよりも 笑顔ともてなしの あふれるジョーシン！

どこよりも 感動がある商品提案の できるジョーシン！

どこにも負けない納得の サポートサービス完備！

また、当社の社是は『愛』です。これは、“常に相手の立場に立って、物事を考え行動する”姿勢を『愛』の一文字に託したものです。当社は、この社是『愛』の精神を基本とした「まごころサービス」を着実に実践することにより、お客様に「いつも選ばれるジョーシン」であり続けることを目指しております。

創業以来、当社が経営の根本思想としてきた社是『愛』の精神とそれに基づく経営の実践は、経済的・法的責任に加えて環境・社会等の幅広い分野における責任を自発的に果たすことにより企業自身の持続的な発展を目指し企業価値を向上させるCSR(企業の社会的責任)経営に通じてと考えております。企業が経済的側面だけでなく、環境、社会、企業統治の側面においても積極的な取組みを求められる今日において、当社はステークホルダーの求めに適切に対応するため、2004年より、CSR委員会を基軸に、環境・社会・企業統治面の積極的な活動を推進しております。

環境面の取組みでは、環境マネジメントシステム規格ISO14001認証(対象：本社ビル)を2000年に取得し、環境配慮型ビジネス・フローをグループ全体で積極的に展開しています。また、社会面の取組みとしては、2005年には個人情報保護マネジメントシステムを整備し、大手小売業者初となるプライバシーマーク認定を取得。加えて、創業時から実践してまいりました製品安全への取組みが評価され、経済産業省が主催する「製品安全対策優良企業表彰制度」において2014年に創設された『製品安全対策ゴールド企業』(製品安全対策が顕著に優れているとともに、客観的な評価を基に自社の取組みを意欲的に改善し、継続的に本表彰制度の審査を受け、経済産業大臣賞あるいは金賞を計3回以上受賞した企業が対象)の第1号に認定されました。

当社はガバナンス面についても、グループ内部統制システム、リスク管理体制、公益通報体制等の整備を積極的に進めており、2014年、2015年、2016年には第三者機関による企業価値評価である「サステナビリティ診断」において、当社は『AA』ランク(優れた環境・社会・ガバナンス側面の取組みと情報開示を実施されている)の評価を受けました。さらに2017年には、「顧客に対する誠実さ」「環境配慮型の製品・サービスにおける取組み」「企業理念・サステナビリティへのコミットメント」において、非常に高い水準であることから、小売業界としては初めて、最上位の『AAA』ランク(大変優れたESG側面の取組みと情報開示を実施している)との評価を受けました。

また、2017年には、事業継続マネジメント規格ISO22301認証(対象：本社ビル)を取得し、事業継続に関する全社的なリスク管理をグループ全体で推進しています。2018年に新たにSDGsを審査対象に加えた、「サステナビリティ診断」においても、最上位の『AAA』ランク(大変優れたESG及びSDGs達成に向けた取組みと情報開示を実施している)との評価を受けました。

2006年6月には、こうした取組みをまとめた「CSR報告書」を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております(2019年6月には財務情報も加えた「Joshinまごころ統合報告書2019」を発行)。このように当社は、法令・社会規範の遵守はもとより環境・社会面での社会的責任を積極的に果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

B．具体的な取組について

当グループの事業は、家電製品、情報通信機器、エンタテインメント商品その他の商品販売及び付帯事業を通してお客様に幸せを提供する「幸せ提供業」と位置づけております。このような考えのもと、当社は、「オンリーワンの幸せ提供業」をテーマに、創業以来積み重ねてきた経営資源を最大限活用しつつ、事業構造の改革と全従業員の経営参画によって、時代の変化に即応し、時代のニーズをいち早くビジネスに直結させて、「オンリーワンを目指す企業風土の醸成と高い収益性の実現を目指す」ことを目標とした、2020年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画『JT-2020経営計画』を策定しました。

これは、「オンリーワンの幸せ提供業」を施策テーマとし、お客様と従業員が「幸せ」を共有し、株主様、お取引先様、地域社会ともメリットを共有できる経営を推進することを目指すものです。

当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める!』を担う『人の力』、「唯一関西資本」「阪神タイガースオフィシャルスポンサー」「安心・安全で信頼できるジョーシン」等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適應する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、計画目標達成に向け当グループ丸となって取り組んでおります。

この中期経営計画は、家電販売業界における厳しい環境の中、当グループが企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくためには、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係と地域社会への貢献を最大限生かし、「高度な専門性・生活提案・豊富な品揃えの提供」「リーズナブルな価格の提示」「安心確実なアフターサービスの提供」「地域密着型の店舗づくり」などの取組みを積極的に実行していくことが必要であるとの考えを基本としています。この計画の具体的施策を着実に実行することで、当グループ全体の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指してまいります。

競争環境が一層厳しくなる当業界で生き残っていくには、営業力の基本である「笑顔の接客」と「まごころサービス」の強化を軸に、お客様、取引先、従業員等との強固な信頼関係を継続し、収益力の拡大を図らなくてはなりません。強い信頼関係を構築する「品揃え」「付加価値サービス」を通して将来にわたり選ばれ続ける店舗づくりに加え、企業ブランドの価値向上に向けた諸施策に取組み、安定した収益確保と成長を目指してまいります。

さらに、家電製品等の販売を補完する付加価値サービスでは、当グループの強みとして技術集団であるジョーシンサービス株式会社との連携を強化し、他社との差別化の拡大に努めてまいります。その他、基盤整備として当社の人材育成、物流インフラの再整備や強化などの取組み、中長期的な成長戦略に基づく諸施策の実行により当社のさらなる発展を目指してまいります。

本対応方針の内容について

A．本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれが存在すると考えられる場合において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

B．本対応方針の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

とりわけ、家電販売業界における厳しい競争の中、当社が企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくためには、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃えの提供、リーズナブルな価格の提示、安心確実なアフターサービスの提供、地域密着型の店舗づくりなどの取組みを積極的に実行していくことが必要です。

これらが当社の株式の大規模買付者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業

価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。また、大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた際には、様々な事項を適切に把握した上、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

したがって、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主共同の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略並びに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには、当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとって重要な判断材料になると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を更新することといたしました。

C. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならない。

提供された情報に基づき、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大規模買付行為を開始することができない。

大規模買付者が大規模買付ルールに従わない等の場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るため、独立委員会の勧告を最大限尊重して、後述する対抗措置を取る場合がある。

具体的な手続は、以下のとおりです。

(a) 大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者による情報提供は、以下の手続を求めます。

) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法(外国法人の場合)、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び当該大規模買付行為を大規模買付ルールに基づいた手続により行う旨の誓約文言が記載された当社の定める書式による書面(以下「意向表明書」といいます。)の提出を求めます。

) 当社からの情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者からの意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様との判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。)を当該大規模買付者に交付します。

当社取締役会が求める本必要情報は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の具体的状況によって異なりますが、一般的には以下の項目を含みます。

イ 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

ロ 大規模買付行為の目的、方法及び内容

ハ 大規模買付行為に関して第三者との間における意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。)の有無、ならびに、その意思連絡が存する場合には、その具体的態様及び内容

ニ 当社株式の取得単価の算定根拠

ホ 買付資金の裏付け(実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容ならびに関連する取引の内容等を含みます。)

- へ 大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、店舗計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ト 大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための対応策及び当該対応策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
- チ 大規模買付行為完了後における当社の取引先、従業員、お客様、その他の利害関係者との関係の変更の有無及びその内容、又はそれらへの方策
- リ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と認める情報

）大規模買付者による情報の提供及び開示

大規模買付者は本必要情報リストの交付後、当社取締役会が定める回答期限までに本必要情報を当社宛てに提出を求めます。

なお、当初提出していただいた情報だけでは不足していると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断した場合は、当社取締役会又は独立委員会において回答期限を定めて追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会又は独立委員会に提供された本必要情報は、法令又は取引所規則に基づき開示が求められる場合の他、当社株主の皆様判断のために必要であると判断される場合、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部又は一部を公表します。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対して、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、速やかに大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、本必要情報の提供を受けた場合にも、速やかに本必要情報を独立委員会に提出します。

(b) 当社取締役会による評価・検討

- ）当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨を当社取締役会が相当と判断する時点で開示した後、60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日(その他の方法による買付の場合)が経過するまでの期間で大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案を行います(以下、同期間を「取締役会評価期間」といいます。)。したがって、大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。
- ）取締役会評価期間中、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。
- ）当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の取締役会評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

独立委員会の設置

当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置いたしております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能にするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任いたしております。

当社取締役会は、大規模買付行為が後記 のAに該当すると認められる場合ならびに後記 のB(a)ないし(g)に記載する類型に該当すると認められる場合においては、対抗措置を発動すべきか否かについて独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、取締役会評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報をもとに、対抗措置を発動すべきか否かを審議・決議し、その決議の内容を当社取締役会に勧告するものとします。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重いたします。

また、独立委員会は、一旦、対抗措置発動の勧告を行った後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の新たな勧告を行うことができるものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応策

A．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

当社が対応策として行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法又は定款で取締役会の権限として認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合、この新株予約権には、一定割合以上の議決権割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。

B．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に大規模買付行為に反対であっても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様当該大規模買付行為に応じない旨説得することもあります。最終的には、大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため、前記Aと同じく、一定の対抗措置をとることがあります。

具体的には以下の類型に該当すると認められる場合です。

- (a) 次の から までに挙げる行為等により当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為である場合
 -) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合
 -) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要なノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合
 -) 大規模買付行為が、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用することを目的になされたと判断される場合
 -) 大規模買付行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って、保有する株式等を高値で売り抜けること等を目的になされたと判断される場合
- (b) 大規模買付者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付(最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある買付であると判断される場合
- (c) 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件(買付対価の価格及び種類、当該金額の算定根拠、買付等の時期等)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的に判断される場合
- (d) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、お客様、従業員、提携先、取引先、地域社会との関係や当社の企業文化を破壊する結果又は当社株主、お客様、従業員その他の利害関係人の利益を著しく毀損する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する重大な結果をもたらすおそれがあると判断される場合
- (e) 大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (f) 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- (g) その他(a)ないし(f)に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる場合

C．取締役会による決議

大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しないで行われた場合、又は遵守されたものの例外的に企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動又は不発動その他の必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動の中止その他の決定ができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

株主及び投資家の皆様に与える影響等

A．本対応方針更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針の更新時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

本対応方針は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等を提供することにより、株主の皆様が大規模買付者の提案を十分に吟味した上で提案の応否を適切に判断する機会のほか、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。従いまして、本対応方針を設けることは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

B．対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、大規模買付ルールを遵守した場合でも大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式数に応じて、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記Cに記載されている手続を経た場合には、株式の希釈化は生じません。同手続を経なかった場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記Cに記載されている手続を経ることなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を取得するため、こうした希釈化は生じません。但し、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

なお、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び証券取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

C．対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様が新株予約権を割当てることになりますので、新株予約権の割当を受けるためには、基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、2019年6月25日開催の当社第71回定時株主総会終結の時より発効しており、その有効期限は、同定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。当社は、有効期限満了時の定時株主総会において、改めて、株主の皆様にご協議いただき、本対応方針の継続の可否についてご決議いただく予定としております。但し、有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。当社取締役会は、関係諸法令の新設・改正及び証券取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を修正し、変更する場合があります。当社は、本対応方針の廃止、修正又は変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、情報開示を速やかに行います。

- (注) 1. 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)又は当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
2. 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2 【事業等のリスク】

(1) 経営成績の変動要因について

当グループの取り扱う家電商品においては、冷蔵庫・エアコン・暖房機等はその時の季節感との相関関係が強く、特に夏・冬の天候如何によって当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、当グループの業績は繁忙月である7月、12月、3月のウエートが高く、特に上半期(4～9月)は繁忙月が7月のみであり、上半期と下半期の業績に偏りが生じる可能性があります。

(2) 店舗展開について

出店先の選定については店舗の採算性を重視しており、賃借料や入居保証金等の出店条件、周辺世帯数、交通アクセス等の立地調査に基づく投資回収期間や予想利益等の一定条件を満たすものを出店対象物件としております。この条件に合致する物件が見当たらない場合、出店計画を変更することがあり、これに伴って当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、出店先の商業施設の売上高や集客力が変化した場合や、近隣地域への競合商業施設の出店等により顧客動向が変化した場合等には、当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 入居保証金について

店舗の賃借に伴う入居保証金等につきましては、分割返還等により早期回収に努めておりますが、賃貸人が経営破綻等した場合には入居保証金等の全部または一部が回収できなくなる可能性もあるものと認識しております。

(4) 顧客情報の管理について

当グループは、販売戦略としてポイントカードを発行し大量の顧客情報を取り扱っております。2005年4月全面施行の個人情報保護法に対処すべく、個人情報保護方針、個人情報管理基準等の策定や推進体制の整備を行い、2005年4月25日付で家電量販事業者として初の「プライバシーマーク」の付与・認定を財団法人日本情報処理開発協会(現・一般財団法人日本情報経済社会推進協会)より受け、2005年5月13日より同マークの使用を開始しております。

しかしながら、今後、犯罪行為等による顧客情報の流出により問題が発生した場合には、その後の事業展開、業績等に影響が及ぶ可能性は否定できません。

(5) 経済動向について

各種法律や規則の改正、会計制度の変更、また株価・金利・為替等の経済的要因の変化により、当グループの事業、業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 自然災害・事故等について

自然災害及び火災・事故等が発生した場合は、当グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、取引先の被災等により通常の商品供給が困難となり、業績に影響を受ける可能性もあります。

(7) その他のリスク

上記以外にも、犯罪被害、システム障害、電力不足による計画停電、新型インフルエンザ等の感染症災害、その他風評被害等が発生する可能性は否定できず、そうした場合には当グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 上記の「事業等のリスク」については、将来予想に関する記述が含まれており、これらの将来予想に関するものについては、当連結会計年度末において入手可能な情報を鑑みて、当グループが予想及び判断したものであります。なお、上記内容については、既知及び未知のリスク、不確実な要因等を含んでおります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績等の概要

当連結会計年度における当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に、引き続き緩やかな回復基調が続いております。個人消費におきましても、改善の傾向はみられるものの、不安定な国際情勢、通商問題、為替や金融市場の動向、海外経済の不確実性等により留意が必要な状況となっており、景気は依然として先行き不透明な状態で推移しました。

当家電販売業界におきましては、夏場の猛暑や買い換え需要等により、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の白物家電やテレビ等は堅調に推移し、高機能へのニーズの高まり等からパソコンや携帯電話といった商品群も前年同期比好調な売上となりました。一方で、電子レンジ、ゲーム関連商品、暖房機等は低調な実績にとどまりました。商環境におきましても、消費マインドの低下による需要の低迷や競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます激しくなっており、厳しい経営環境は続いています。

このような状況下、当グループの持つ有形無形の資産のフル活用と活性化による、堅実かつ着実な成長を目指す、「オンリーワンの幸せ提供業」をテーマとした3カ年の中期経営計画『JT-2020 経営計画』の2年目にあたり、当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！』を担う『人の力』、『唯一関西資本』『阪神タイガースオフィシャルスポンサー』『安心・安全で信頼出来るジョーシン』等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適應する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、今年度も同計画の諸施策にグループ一丸となって取り組んでまいりました。

店舗展開につきましては、店舗力の強化と投資効率の改善を目指して、和泉中央店(大阪府)をはじめ15店舗の出店を行うとともに15店舗を撤収した結果、当連結会計年度末の店舗数は232店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高403,832百万円(前年同期比103.1%)、営業利益10,987百万円(前年同期比113.5%)、経常利益11,003百万円(前年同期比113.9%)、親会社株主に帰属する当期純利益6,354百万円(前年同期比113.9%)となりました。

なお、当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

また、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度末は前連結会計年度末に比べ、資産は流動資産が13,805百万円増加し、固定資産が4,995百万円増加したため、合計で18,800百万円増加しました。

負債は流動負債が11,863百万円増加し、固定負債が1,737百万円増加したため、合計で13,600百万円増加しました。

純資産は利益剰余金の増加等により株主資本が5,407百万円増加し、その他の包括利益累計額が207百万円減少したため、合計で5,199百万円増加しました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローは、営業活動及び財務活動による収入が投資活動による支出を上回った結果、前連結会計年度末より7百万円の増加となり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は4,389百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績

A．都府県別販売実績

当連結会計年度における販売実績を都府県別に示すと、次のとおりであります。

都府県名	売上高(百万円)	前年同期比(%)
大阪府	177,322	100.7
兵庫県	53,905	106.5
愛知県	24,900	115.4
奈良県	21,665	99.1
京都府	18,265	101.8
滋賀県	14,646	105.4
新潟県	12,512	102.9
和歌山県	12,368	103.1
埼玉県	11,410	102.6
三重県	10,904	105.4
岐阜県	10,545	101.9
富山県	9,604	109.4
千葉県	5,680	116.4
東京都	4,411	102.6
石川県	3,814	105.0
福井県	3,114	110.9
神奈川県	2,933	71.4
岡山県	1,664	113.1
山形県	1,553	105.1
長野県	1,320	118.1
静岡県	1,285	109.4
合計	403,832	103.1

- (注) 1．当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
- 2．「大阪府」には、店頭販売以外の売上が含まれております。
- 3．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

B. 品種別販売実績

当連結会計年度における販売実績を品種別に示すと、次のとおりであります。

品種名	売上高(百万円)	前年同期比(%)
家電		
テレビ	25,262	104.7
ビデオ及び関連商品	12,173	94.9
オーディオ及び関連商品	7,149	102.4
冷蔵庫	27,130	107.4
洗濯機・クリーナー	36,583	105.3
電子レンジ・調理器具	19,749	98.4
理美容・健康器具	13,291	94.5
照明器具	4,034	96.1
エアコン	41,946	115.2
暖房機	4,836	89.2
その他	23,392	102.2
小計	215,548	104.1
情報通信		
パソコン	22,288	108.9
パソコン周辺機器	15,458	87.1
パソコンソフト	1,558	98.2
パソコン関連商品	19,808	96.6
電子文具	1,656	99.9
電話機・ファクシミリ	1,748	87.6
携帯電話	29,616	117.9
その他	1,901	107.4
小計	94,035	103.5
その他		
音楽・映像ソフト	4,390	104.2
ゲーム・模型・玩具・楽器	51,884	95.3
時計	2,129	93.1
修理・工事収入	16,223	116.6
その他	19,619	103.1
小計	94,247	100.4
合計	403,832	103.1

- (注) 1. 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。なお、個々の「重要な会計方針及び見積り」については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載の通りであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

A. 経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べて3.1%増加の403,832百万円となりました。これは主に、夏場の猛暑や買い換え需要等により、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の白物家電やテレビ等は堅調に推移し、高機能へのニーズの高まり等からパソコンや携帯電話といった商品群も前年同期比好調な売上となる一方で、電子レンジ、ゲーム関連商品、暖房機等は低調な実績にとどまったことによります。

また、商環境におきましても、消費マインドの低下による需要の低迷や競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます激しくなっており、厳しい経営環境は続いています。

店舗展開につきましては、店舗力の強化と投資効率の改善を目指して、和泉中央店(大阪府)をはじめ15店舗の出店を行うとともに15店舗を撤収した結果、当連結会計年度末の店舗数は232店舗となりました。

売上総利益は、売上高の伸長と粗利益率の改善により、前連結会計年度に比べて7.2%増加の98,141百万円となり、販売費及び一般管理費が前連結会計年度に比べて6.5%増加した結果、営業利益は前連結会計年度に比べて13.5%増加の10,987百万円となりました。また、売上高営業利益率は前連結会計年度より0.2ポイント改善し、2.7%となりました。

営業外損益は、前連結会計年度に比べて営業外収益が2.7%増加し、営業外費用が5.4%減少しました。その結果、経常利益は前連結会計年度に比べて13.9%増加の11,003百万円となりました。また、売上高経常利益率は前連結会計年度より0.2ポイント改善し、2.7%となりました。

特別損益については、当グループでは、店舗のスクラップアンドビルドによる「店舗力の強化」が必要不可欠であると考えておりますことから、当連結会計年度においても店舗の撤収または改装等に伴う固定資産除却損、減損損失及び店舗閉鎖損失引当金繰入額を特別損失に計上したこと等により、特別損失は合計で1,378百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べて13.9%増加の6,354百万円となりました。

また、当連結会計年度の1株当たりの当期純利益は、前連結会計年度の210.62円と比べて28.48円増加の239.10円となりました。

当連結会計年度の経営成績等は、2017年5月に開示しました当グループの中期経営計画である『JT-2020 経営計画』の2年目にあたり、同計画の諸施策にグループ一丸となって取り組んでまいりました。同計画は2020年3月期を最終年度とする、3カ年の経営計画であり、最終年度の目標数値として、売上高4,050億円、営業利益、経常利益ともに110億円、親会社株主に帰属する当期純利益60億円、売上高経常利益率2.7%、自己資本比率43%以上とする計画で、堅実かつ着実な成長を目指しております。なお、同計画の詳細は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) JT-2020 経営計画(2017年4月1日～2020年3月31日)について」をご参照ください。

この計画に照らし、当連結会計年度の経営成績は最終年度の目標数値を経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及び売上高経常利益率においては1年前倒しで達成することができました。今後も同計画の諸施策に沿った営業施策を実践し、最終計画達成に向け邁進していく所存です。

なお、当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

B. 財政状態の分析

当連結会計年度末は前連結会計年度末に比べ、資産は流動資産が13,805百万円増加し、固定資産が4,995百万円増加したため、合計で18,800百万円増加し、当連結会計年度末の資産合計は207,351百万円となりました。資産の増減の主な内容は、たな卸資産8,713百万円増加、建物及び構築物3,737百万円増加、受取手形及び売掛金3,631百万円増加等であります。

負債は流動負債が11,863百万円増加し、固定負債が1,737百万円増加したため、合計で13,600百万円増加し、当連結会計年度末の負債合計は121,259百万円となりました。負債の増減の主な内容は、借入金等の有利子負債7,839百万円増加、支払手形及び買掛金3,675百万円増加、前受金1,175百万円増加、ポイント引当金1,043百万円増加等であります。

純資産は株主資本が5,407百万円増加し、その他の包括利益累計額が207百万円減少したため、合計で5,199百万円増加し、当連結会計年度末の純資産合計は86,091百万円となりました。純資産の増減の主な内容は、利益剰余金5,223百万円増加等であります。

C. キャッシュ・フローの分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益9,625百万円、減価償却費4,864百万円、たな卸資産の増加8,713百万円等があり、全体では4,533百万円の収入と前年同期と比べ10,689百万円の減少(前年同期15,223百万円の収入)になりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店等による固定資産の取得及び差入保証金の差入による10,225百万円の支出、差入保証金の回収による635百万円の収入等があり、全体では10,427百万円の支出と前年同期と比べ4,196百万円の減少(前年同期6,230百万円の支出)になりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金等の有利子負債の増加7,839百万円、配当金の支払1,130百万円、ファイナンス・リース債務の返済による支出1,104百万円等があり、全体では5,900百万円の収入と前年同期と比べ14,035百万円の増加(前年同期8,134百万円の支出)になりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローは、営業活動及び財務活動による収入が投資活動による支出を上回った結果、前連結会計年度末より7百万円の増加となり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は4,389百万円(前年同期比100.2%)となりました。

なお、当グループのキャッシュ・フロー指標のトレンドは次のとおりであります。

	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期
自己資本比率(%)	38.2	39.1	40.8	42.9	41.5
時価ベースの自己資本比率(%)	27.8	25.2	32.3	54.6	32.8
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	9.7	74.5	3.1	2.9	11.6
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	12.9	1.9	53.7	59.3	20.2

(注) 自己資本比率 : 自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー / 利払い

各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

営業キャッシュ・フロー及び利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書の「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を使用しております。

D．資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当グループの運転資金需要のうち主なものは商品の仕入を中心とした営業性費用と、人件費等の販売管理費用が中心となります。投資関連の費用としては、小売業という特性から店舗開発や店舗の改装といった設備投資が中心となります。

当グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金については自己資金、金融機関からの短期借入及びコマーシャル・ペーパーによる調達を基本としております。また、設備関連資金については金融機関からの長期借入を基本としております。なお、重要な設備投資計画等につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載の通りであります。

E．経営成績に重要な影響を与える要因

当グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、消費マインドの低下、天候不順等が上げられますが、耐久消費財の販売を主業とする当グループにとって、一定の買い替え需要は常に存在することから、他社との比較において人的な生産性の向上と積極的な販売促進策の実行により、厳しい環境下においても安定的な業績をあげられるよう努力してまいります。

なお、その他の要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載の通りであります。

4 【経営上の重要な契約等】

フランチャイズ契約

当グループは既存の小売店と共存共栄を図ることを基本方針として、フランチャイズ契約(トヨタ生活協同組合 他2社・全5店舗...「第1 企業の概況 3 事業の内容」ご参照)を締結しております。フランチャイズ契約の要旨は次のとおりであります。

契約の目的	上新電機株式会社(本部)は、加盟店に対して本部が使用している商号・商標及び経営ノウハウ等を提供し、本部と同一企業イメージで事業を行う権利を与える。 加盟店は、これに対し一定の対価を支払い、本部の指導と援助のもとに継続して営業を行い、相互の繁栄を図ることを目的とする。
仕入及び販売	加盟店の販売商品は本部より仕入れ、本部の提供したノウハウによって消費者に販売し、アフターサービスを行う。
契約期間	契約締結日が9月30日以前の場合、契約締結日から翌年度の3月31日までとし、契約締結日が10月1日以降の場合、契約締結日から翌々年度の3月31日までとする。ただし、期間満了6ヵ月前までに当事者のいずれかより解約申出のない時は1年ごとの自動延長。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、当社並びに連結子会社の営業網の強化と売場効率の改善を図るため、店舗の新設や既存店舗の改装等を行い、さらに翌連結会計年度以降の店舗開設の先行投資を行いました。

この結果、上記に係る設備投資(差入保証金を含む)の実施額は9,888百万円となりました。

また、営業に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

なお、当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	その他有形 固定資産	差入保証金	合計	
岸和田店 (大阪府岸和田市) 他大阪府62店舗 [うち賃借店舗35店]	店舗設備	10,202	894	19,632 (103)	67	3,807	34,605	861
三宮1ばん館 (神戸市中央区) 他兵庫県34店舗 [うち賃借店舗23店]	店舗設備	3,840	697	466 (5)	11	2,321	7,338	498
京都1ばん館 (京都市右京区) 他京都府11店舗 [うち賃借店舗4店]	店舗設備	2,587	186	582 (4)	4	793	4,154	163
守山店 (滋賀県守山市) 他滋賀県10店舗 [うち賃借店舗9店]	店舗設備	803	126	709 (9)	-	344	1,983	131
郡山店 (奈良県大和郡山市) 他奈良県12店舗 [うち賃借店舗6店]	店舗設備	1,733	146	606 (5)	1	505	2,993	190
和歌山店 (和歌山県和歌山市) 他和歌山県8店舗 [うち賃借店舗3店]	店舗設備	1,340	115	462 (7)	0	347	2,265	116
岡山岡南店 (岡山市北区) 他岡山県1店舗 [うち賃借店舗1店]	店舗設備	304	15	479 (6)	0	50	849	19
板橋前野店 (東京都板橋区) 他東京都4店舗 [賃借店舗]	店舗設備	132	41	-	15	373	562	54
相模原小山店 (相模原市中央区) 他神奈川県1店舗 [賃借店舗]	店舗設備	97	13	-	-	112	222	30
鴻巣店 (埼玉県鴻巣市) 他埼玉県6店舗 [うち賃借店舗6店]	店舗設備	289	72	-	10	317	689	101
アウトレット浦安店 (千葉県浦安市) 他千葉県3店舗 [うち賃借店舗3店]	店舗設備	653	117	-	0	252	1,023	58
スーパーキッズランド大須店 (名古屋市中区) 他愛知県15店舗 [うち賃借店舗11店]	店舗設備	2,743	370	668 (10)	7	943	4,732	208
多治見店 (岐阜県多治見市) 他岐阜県5店舗 [うち賃借店舗4店]	店舗設備	493	89	-	4	310	897	75
松阪店 (三重県松阪市) 他三重県7店舗 [うち賃借店舗6店]	店舗設備	676	80	255 (5)	4	332	1,349	104
焼津インター店 (静岡県焼津市) [賃借店舗]	店舗設備	138	52	-	-	30	221	12
富山本店 (富山県富山市) 他富山県7店舗 [うち賃借店舗3店]	店舗設備	2,033	203	454 (6)	20	301	3,014	94
金沢本店 (石川県金沢市) 他石川県3店舗 [うち賃借店舗3店]	店舗設備	298	43	-	25	273	641	32

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	その他有形 固定資産	差入保証金	合計	
福井本店 (福井県福井市) 他福井県 1 店舗 [うち賃借店舗 1 店]	店舗設備	164	18	257 (2)	29	89	559	27
亀貝店 (新潟市西区) 他新潟県 8 店舗 [うち賃借店舗 3 店]	店舗設備	1,229	151	554 (7)	55	230	2,221	114
山形嶋店 (山形県山形市) 他山形県 1 店舗	店舗設備	792	24	31 (1)	13	17	879	17
長野インター店 (長野県長野市)	店舗設備	207	12	-	0	8	228	11
本社 (大阪市浪速区) [賃借建物]	事務所設備	40	8	-	2	56	107	224
なんばビル (大阪市浪速区)	事務所設備	707	13	336 (0)	0	385	1,441	123
関西物流センター (大阪市住之江区) [賃借建物]	倉庫設備	132	6	-	22	344	505	7

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額は含んでおりません。
 2. その他有形固定資産には、リース資産を含んでおります。
 3. 現在休止中の重要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	その他有形 固定資産	差入保証金	合計	
ジェー・ イー・ネ クスト株 式会社	BOOK OFF 大阪 難波中店 (大阪市浪速区) 他大阪府 7 店舗 [うち賃借店舗 6 店]	店舗設備	130	46	-	-	0	177	13
	TSUTAYA 加古川 店 (兵庫県加古川市) 他兵庫県 1 店舗 [賃借店舗]	店舗設備	9	7	-	-	-	16	3
	BOOK OFF 滋賀 水口店 (滋賀県甲賀市) 他滋賀県 1 店舗 [賃借店舗]	店舗設備	19	1	-	-	8	29	4

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額は含んでおりません。
 2. 現在休止中の重要な設備はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (百万円)		着工年月	完成予定 年 月	完成後の 予定売場 面積(m ²)
			総 額	既支払額			
提出会社	楽天モバイルイオン モール草津店 (滋賀県草津市) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	19	-	2019年 5月	2019年 5月	40
	(新)高槻店 (大阪府高槻市)	店舗の新設 (建物・内装)	1,034	582	2018年 11月	2019年 6月	2,740
	藤井寺イオン店 (大阪府藤井寺市) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	215	-	2019年 8月	2019年 9月	2,056
	(新)茨木店 (大阪府茨木市)	店舗の新設 (建物・内装・差入保証金)	995	72	2019年 4月	2019年 11月	2,849
	西宮店 (兵庫県西宮市)	店舗の新設 (建物・内装)	610	3	2019年 6月	2019年 11月	1,687
	(仮称)四日市泊イオン タウン店 (三重県四日市市) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	208	-	2019年 10月	2019年 11月	2,413
	(仮称)堺長曾根店 (堺市北区)	店舗の新設 (建物・内装・差入保証金)	773	37	2019年 6月	2019年 12月	2,300

(注) 1. 今後の所要資金は自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなう予定であります。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
計	99,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,784,033	28,784,033	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	28,784,033	28,784,033		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

記載すべき事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日(注)	28,784	28,784		15,121		5,637

(注) 2017年6月27日開催の第69回定時株主総会の決議により、2017年10月1日付で当社普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、発行済株式総数は28,784,034株減少し、28,784,033株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		53	25	287	122	2	3,075	3,564	
所有株式数(単元)		109,147	3,056	90,771	22,518	10	62,072	287,574	26,633
所有株式数の割合(%)		37.95	1.06	31.56	7.83	0.00	21.58	100.00	

(注) 自己株式1,858,142株は、「個人その他」に18,581単元、「単元未満株式の状況」に42株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
上新電機社員持株会	大阪市浪速区日本橋西1丁目6-5	1,748	6.49
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	1,350	5.01
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	1,251	4.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	878	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	750	2.78
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	600	2.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	571	2.12
シャープ株式会社	堺市堺区匠町1番地	542	2.01
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	506	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	455	1.69
計		8,655	32.14

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 878千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 476千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 455千株

2. 上記のほか当社所有の自己株式1,858千株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,858,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,899,300	268,993	
単元未満株式	普通株式 26,633		
発行済株式総数	28,784,033		
総株主の議決権		268,993	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」には、社員持株会専用信託口保有の当社株式228,500株(議決権の数2,285個)及び役員向け株式交付信託口保有の当社株式75,000株(議決権の数750個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式42株が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西 一丁目6番5号	1,858,100		1,858,100	6.45
計		1,858,100		1,858,100	6.45

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 従業員株式所有制度

従業員株式所有制度の概要

当社は、当社従業員に対する当グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を2014年12月10日に導入しております。

本プランは、「上新電機社員持株会」(以下、「本持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。当社では、本プランの導入により本持株会への従業員の理解及び入会促進、モチベーションアップに寄与するものと考えております。

当社は本プランの導入のため「上新電機社員持株会信託口」(以下、「持株信託」といいます。)を設定しております。持株信託は信託設定後約5年間にわたり、本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を、借入金を原資として当社からの第三者割当によって取得します。

持株信託は、信託期間(約5年)において本持株会に対して保有する当社株式を継続的に時価で売却します。持株信託は、当該売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、借入金の返済及び金利の支払いを行います。持株信託の終了後、信託財産に属する金銭から、信託費用や未払いの借入元利金などを支払い、残余の財産が存在する場合は、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員に分配します。なお、借入金が返済できない場合は、保証人である当社が保証履行します。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

1,414千株

(注)上記の株式の総数は、株式併合(2017年10月1日付で2株を1株)実施前の株式数によるものです。

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

受益者適格要件を満たす当社社員持株会会員

2. 取締役に対する業績連動型株式報酬制度

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、業績及び株式価値と当社取締役(社外取締役を除く。以下同様)の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年6月27日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、当社取締役に対する業績連動型報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を2017年9月1日に導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に従って、当社が当社取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて当社取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役の退任時となります。また、本制度の対象となる期間は、2018年3月末で終了する事業年度から2020年3月末で終了する事業年度までの3年間となります。

取締役に取得させる予定の株式の総数

150千株

(注)上記の株式の総数は、株式併合(2017年10月1日付で2株を1株)実施前の株式数によるものです。

当該取締役に対する業績連動型株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社取締役のうち受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	277	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	1,858,142		1,858,142	

(注) 1. 当期間における処分及び保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

2. 保有自己株式数には、社員持株会専用信託口が保有する当社株式数及び役員向け株式交付信託口が保有する当社株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、収益の向上を図り経営基盤の強化に努めるとともに、株主のみなさまに対する利益還元を充実していくことが経営の重要課題であると認識しております。

当社の配当政策は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。

当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって期末配当金として剰余金の配当を年1回行うことを基本方針としております。また、当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本的な考え方に基づき、当初予定の1株当たり42円から8円増配し、1株当たり50円を期末配当金としております。

内部留保資金の用途につきましては、新店舗の開設、既存店舗の改装等の設備資金及び情報化投資等に活用し、企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 1. 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年6月25日 定時株主総会決議	1,346	50

2. 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金11百万円及び役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、創業以来長年培ってまいりました家電小売業への取り組みを強化し、変化の激しい事業環境に迅速かつ的確に対応できる経営管理組織を目指しております。

当社は、営業の現場の実態を熟知し、実効性・効率性のある意思決定を行うため、取締役の多くが業務執行を担当し、一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、独立役員である社外取締役、社外監査役を選任するなど、現在の取締役、監査役制度を一層強化しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主、投資家の皆様へは、経営の透明性の観点から、迅速かつ正確な情報開示に努めていきたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2016年6月より執行役員制度を導入しております。月2回の定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会の他に、執行役員会を毎週開催し、取締役会への議案上程に先立ち当該会議にて予め詳細な情報提供を行う体制をとっております。その結果、取締役会でのより活発な議論を促す効果も出ており、経営の意思決定の迅速化とガバナンスの強化にも繋がっております。なお、執行役員には女性も登用しております。

さらに、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、2014年より1名、2017年より2名、2019年より3名社外取締役を選任し、社外監査役2名とあわせて5名の社外役員体制となっております。この体制により経営的観点での貴重な意見や提言を受け、経営の活性化に役立てております。また、監査役4名のうち3名は常勤監査役であり、監査役制度の充実強化も進めております。2016年度より、取締役会の諮問機関として社外取締役と監査役で構成する取締役会評価委員会も設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。なお、社外取締役には女性も登用しております。

また、代表取締役、取締役等の指名及び報酬並びに最高経営責任者の後継者計画等の人事の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、独立社外取締役、代表取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成されるものとし、委員長は独立社外取締役の中から互選により選任しております。なお、有価証券報告書提出日現在の構成メンバーは、委員長を内藤欣也（独立社外取締役）とし、野崎清二郎（独立社外取締役）、山平恵子（独立社外取締役）、中嶋克彦（代表取締役）、金谷隆平（代表取締役）の5名であります。

当社は、弁護士事務所と顧問契約をしており、必要に応じてアドバイスを受けております。また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から、公正不偏の立場から会計監査及び内部統制監査を受けるとともに、監査役会に対して決算及び四半期決算に関する監査内容や結果の報告が行われております。

当社は、さまざまな社会的責任を果たしていくため、2004年よりCSR委員会を中心とした推進体制を構築しております。CSR委員会はコンプライアンス統括責任者（経営管理本部長を務める取締役）を委員長に、各部門責任者、子会社の代表者、労働組合代表者を委員とし、オブザーバーとして監査役に参加を求めています。

当社は、上記体制により、コーポレートガバナンスの強化に努めており、独立社外取締役を含めた経営の監視体制並びに企業価値の向上を目指す上で、現状十分機能する体制が整っているものと考えております。

企業統治に関するその他の事項

A. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、この基本方針に基づき、会社法及び会社法施行規則に定める当グループの業務の適正を確保するための体制を、また、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

- (a) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ）コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス統括責任者(経営管理本部長を務める取締役)を委員長とする「CSR委員会」を設置する。
 - ）コンプライアンスの推進については、社長直轄の「CSR推進室」を設置し、「ジョーシングループ行動規範」を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
 - ）万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス統括責任者(経営管理本部長を務める取締役)を通じてトップマネジメント、取締役会、執行委員会、監査役に報告される体制を構築する。
 - ）「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
 - ）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「ジョーシングループ行動規範」において全社員に徹底し、対応体制を整備する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ）取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - ）情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。
- (c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ）損失の危機を管理する組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
 - ）リスク管理委員会は、「CSR委員会」の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制プロジェクトチーム」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
 - ）社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直す。
 - ）リスク管理委員会は、有事における事業継続を有効に機能させるための体制として事業継続マネジメントシステム(BCMS)を整備し推進するため、リスク管理委員会の下に「BCMS推進ワーキング会議」を設置する。
 - ）不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく災害(事故)対策委員会を招集し、損害の拡大防止にあたる。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ）経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
 - ）定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ）取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
 - ）変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
 - ）業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。

- (e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ） 子会社取締役当社取締役を就任させる。
 - ） 子会社監査役当社監査役を就任させる。
 - ） 当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、CSR推進室が、当社コンプライアンス統括責任者の指示のもと、企業集団のコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
 - ） 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
 - ） 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社においても上記(d) 、 、 について準用する。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - ） 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
 - ） 当該従業員に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。
- (g) 取締役及び執行役員その他の従業員が監査役に報告するための体制
 - ） 取締役及び執行役員その他の従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - ） 取締役及び執行役員その他の従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ） 当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ） 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に周知する。
 - ） 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記 から については社外取締役にも準用するものとする。
- (h) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ） 監査役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとする。
 - ） 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるため必要に応じて能動的に連携を図っていく。
 - ） 監査役は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
 - ） 監査役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ） 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記 から については社外取締役にも準用するものとする。

B. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下のとおり反社会的勢力排除に係る基本方針を定めております。

当グループは、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策閣僚会議公表)に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除いたします。また、事業者としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業を目指すべく、以下の基本原則を遵守します。

(a) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

-) 組織としての対応
-) 外部専門機関との連携
-) 取引を含めた一切の関係遮断
-) 有事における民事と刑事の法的対応
-) 裏取引や資金提供の禁止

(b) 基本原則に基づく対応

-) 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖心を与えるものであり、担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、組織全体として対応します。
-) 反社会的勢力による不当要求に対応する社員の安全を確保します。
-) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察・暴力通報運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連帯関係を構築します。
-) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
-) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
-) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行いません。
-) 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

C．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

D．取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

E．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

F．取締役会で決議できる株主総会決議事項

(a) 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

G．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	中 嶋 克 彦	1953年1月7日生	1976年4月 当社入社 1990年4月 J & P 事業部長 1992年9月 株式会社大塚商会入社 1996年3月 同社取締役 2000年3月 同社常務取締役 2006年3月 同社取締役上席常務執行役員 2010年10月 当社顧問 2011年6月 エレコム株式会社社外取締役 2012年6月 当社代表取締役社長 2013年2月 代表取締役社長兼営業本部長 2013年6月 代表取締役社長兼営業本部長兼地 域営業支援本部長 2016年6月 代表取締役兼社長執行役員兼営業 本部長兼地域営業支援本部長 2016年10月 代表取締役兼社長執行役員 2019年6月 代表取締役会長(現)	(注) 3	33,100
代表取締役 社長執行役員	金 谷 隆 平	1956年1月30日生	1979年3月 当社入社 1993年7月 総務部長 1998年6月 取締役総務部長 1999年6月 ジョーシントック株式会社(連結 子会社)代表取締役社長(現) 2001年4月 取締役総合企画部長 2001年10月 取締役社長室長 2002年3月 取締役営業企画本部長 2002年6月 常務取締役営業本部長 2004年6月 常務取締役経営企画本部長兼総務 部長 2006年4月 常務取締役経営企画本部長 2006年10月 専務取締役経営企画本部長 2008年7月 代表取締役専務経営企画本部長 2011年6月 代表取締役副社長経営企画本部長 2016年4月 代表取締役副社長経営管理本部長 2016年6月 代表取締役兼副社長執行役員経営 管理本部長兼経営企画部長 2018年6月 代表取締役兼副社長執行役員経営 管理本部長 2019年6月 代表取締役兼社長執行役員(現)	(注) 3	32,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員 開発本部長 兼開発部長 兼建設部長	横山 晃一	1963年3月5日生	1985年3月 当社入社 2000年4月 関西北営業部・北大阪エリアマネジャー 2001年4月 ビットワン営業部長 2004年9月 関西営業部長兼中央エリアマネジャー 2005年6月 取締役関西営業部長 2008年10月 取締役営業本部副本部長兼関西営業部長 2009年4月 取締役営業本部長兼関西営業部長 2012年4月 取締役営業本部長 2013年2月 取締役営業本部副本部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、CS推進部、営業統轄部管掌 2013年6月 取締役営業本部副本部長兼CS推進部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、営業統轄部管掌 2014年4月 取締役営業本部副本部長兼関西営業部長兼CS推進部長、東京東海営業部、スマートライフ推進部、リユースビジネス推進センター、営業統轄部管掌 2015年10月 取締役営業本部副本部長兼関西営業部長、東京東海営業部、スマートライフ推進部、リユースビジネス推進センター、CS推進部、営業統轄部管掌 2016年4月 取締役開発本部長兼開発部長 2016年6月 取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長 2018年9月 取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長兼建設部長(現)	(注)3	19,400
取締役 常務執行役員 経営管理本部長	田中 幸治	1963年11月18日生	1986年3月 当社入社 1996年4月 人事課長 2002年4月 総務部副部長 2006年4月 総務部長 2010年6月 取締役総務部長 2016年4月 取締役経営管理本部副本部長 2016年5月 取締役経営管理本部副本部長兼総務部長 2016年6月 取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長兼総務部長 2018年6月 取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長 2019年6月 取締役兼常務執行役員経営管理本部部長(現)	(注)3	13,100
取締役 常務執行役員 営業本部長	高橋 徹也	1962年11月24日生	1986年3月 当社入社 2001年10月 関西営業部兵庫・北摂エリアマネジャー 2013年6月 東京東海営業部長 2016年4月 兵庫京都ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長(現) 滋賀ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長(現) 和歌山ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長(現) 中四国ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長(現) 東海ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長(現) 関東ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長(現) 2016年6月 執行役員営業本部店舗営業担当副本部長兼地域営業支援本部副本部長兼関西営業部長東海営業部、東京営業部、J&E営業部、スマートライフ推進部、営業統轄部管掌 2016年10月 執行役員営業本部長兼関西営業部長 2017年4月 執行役員営業本部長 2017年6月 取締役兼執行役員営業本部長 2019年6月 取締役兼常務執行役員営業本部長(現)	(注)3	3,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 経営管理本部副本部長 兼経理部長 兼経営企画部長	大代卓	1962年8月2日生	1986年4月 株式会社協和銀行(現・株式会社りそな銀行)入行 2002年7月 株式会社あさひ銀行(現・株式会社りそな銀行)本店営業部営業第二部次長 2005年4月 株式会社りそな銀行難波支店営業第二部部長 2012年4月 当社入社 店舗開発部新規物件担当部長 2014年4月 経理部長 2018年6月 執行役員経理部長兼経営企画部長 2019年6月 取締役兼執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長(現)	(注)3	3,600
取締役	野崎清二郎	1957年5月2日生	1981年4月 株式会社協和銀行(現・株式会社りそな銀行)入行 2005年7月 株式会社りそな銀行神田支店支店長 2008年4月 同行執行役員 首都圏地域担当(ブロック担当) 2010年6月 りそなビジネスサービス株式会社常勤監査役 2015年4月 医療法人徳洲会非常勤理事(現) 2015年6月 ウシオ電機株式会社非常勤監査役 りそな総合研究所株式会社非常勤監査役 りそな決済サービス株式会社非常勤監査役 2016年6月 当社取締役(現) 2016年10月 株式会社稲葉製作所非常勤監査役(現)	(注)3	900
取締役	内藤欣也	1955年11月24日生	1986年4月 弁護士登録 1999年3月 内藤法律事務所開設 2003年6月 株式会社イッコー(現・Jトラスト株式会社)非常勤監査役 2004年2月 みずほパートナーズ法律事務所開設 2012年4月 大阪弁護士会副会長 近畿弁護士会連合会常務理事 2014年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事 2016年6月 当社非常勤監査役 株式会社ファルコホールディングス社外取締役(現) 2017年4月 内藤法律事務所開設(現) 2017年6月 当社取締役(現)	(注)3	200
取締役	山平恵子	1960年11月30日生	1983年4月 クボタハウス株式会社(現・サンヨーホームズ株式会社)入社 2010年4月 三洋ホームズ株式会社(現・サンヨーホームズ株式会社)執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2012年6月 三洋リフォーム株式会社(現・サンヨーリフォーム株式会社)取締役 2013年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員 サンアドバンス株式会社取締役 サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役 2015年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員 2017年4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長 2019年4月 当社顧問 2019年6月 フジテック株式会社社外取締役(現) 2019年6月 当社取締役(現)	(注)3	
監査役 常勤	杉原宣宏	1954年10月5日生	1975年4月 当社入社 1988年8月 家電第1営業部マネジャー 1996年4月 本店事業本部次長 1998年11月 商品部次長 2001年10月 経営企画部長 2014年11月 顧問 2015年6月 常勤監査役(現)	(注)4	4,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 常勤	松浦 儀成	1956年5月31日生	1981年3月 当社入社 2002年4月 社長室副部長 2004年6月 経営企画部副部長 2014年11月 経営企画部長 2016年6月 顧問 2016年6月 常勤監査役(現)	(注)5	7,000
監査役 常勤	橋本 雅康	1958年11月11日生	1982年4月 株式会社協和銀行(現・株式会社りそな銀行)入行 1999年7月 株式会社あさひ銀行(現・株式会社りそな銀行)尼崎支店支店長 2003年7月 株式会社りそな銀行福島支店支店長 2011年1月 りそなカード株式会社入社 2013年6月 同社執行役員 2016年6月 当社常勤監査役(現)	(注)5	300
監査役	早川 芳夫	1952年6月10日生	1980年10月 昭和監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)大阪事務所入所 1985年3月 公認会計士登録 2003年8月 日本公認会計士協会租税調査会委員 2005年7月 新日本監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)シニアパートナー 2007年4月 関西大学会計専門職大学院非常勤講師 2011年6月 新日本有限責任監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)退職 2011年7月 早川会計事務所開設(現) 2011年12月 税理士登録 2014年5月 学校法人大阪成蹊学園非常勤監事(現) 2015年3月 六甲バター株式会社非常勤監査役(現) 2017年6月 当社監査役(現)	(注)6	
計					117,600

- (注) 1. 取締役野崎清二郎、内藤欣也及び山平恵子は、社外取締役であります。
 2. 監査役橋本雅康及び早川芳夫は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役杉原宣宏の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 監査役松浦儀成及び橋本雅康の任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6. 監査役早川芳夫の任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 7. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
檜垣 誠次	1950年4月30日生	1981年4月 弁護士登録 鎌倉利行法律事務所入所 1986年4月 鎌倉・檜垣法律事務所パートナー 2004年6月 株式会社デサント社外監査役 2006年4月 大阪弁護士会副会長 2006年6月 大阪機工株式会社(現・OKK株式会社)社外監査役 2007年4月 大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター委員長 2010年4月 大阪弁護士会会館運営委員会委員長 2010年6月 当社独立委員会委員 2011年4月 鎌倉・檜垣法律事務所代表者(現) 2012年4月 大阪簡易裁判所司法委員 2014年11月 公益財団法人松下社会科学振興財団評議員(現) 2015年3月 公益財団法人中山報恩会評議員(現) 2015年4月 大阪市開発審査会委員長 2016年6月 OKK株式会社社外取締役	(注)	

(注) 補欠監査役の任期は、その就任の時から退任した監査役の任期の満了する時までであります。

8. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために、2016年6月28日付で執行役員制度を導入しております。取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は次のとおり4名であります。

氏名	職名
山本英寿	執行役員 営業本部サポートサービス担当兼ジョーシンサービス株式会社代表取締役社長、ジャブロ株式会社代表取締役社長
名畑和世	執行役員 コンプライアンス・法務担当 CSR推進室長 監査部管掌
元井健介	執行役員 商品部長 販売促進部管掌
酒井竜雄	執行役員 北信越営業部長兼北信越ジョーシン株式会社代表取締役社長

社外役員の状況

当社は、営業の現場の実態を熟知し、実効性・効率性のある意思決定を行うため、取締役の多くが業務執行を担当しております。一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、2014年6月以降に開催の定時株主総会において毎年、独立役員である社外取締役を選任しております。

当社の社外取締役は3名であります。当社は、社外取締役野崎清二郎が金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から、当社の企業活動に助言・提言を受けることができるものと判断しております。同氏と当社との関係につきましては、「役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり、同氏が当社の株式を所有しておりますが、人的関係、資本的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社取引銀行である株式会社りそな銀行の出身者ですが、当社の銀行取引に占めるりそな銀行の割合は突出しておらず、独立性に影響を与えることはありません。

また、当社は、社外取締役内藤欣也が弁護士としての専門的知識・経験を生かし、客観的で広範かつ高度な視野から、当社のコンプライアンス経営について助言・提言を受けることができるものと判断しております。同氏と当社との関係につきましては、「役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり、同氏が当社の株式を所有しておりますが、人的関係、資本的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。また、同氏は当社から役員報酬以外の金銭及びその他の財産上の利益を受けている事実はなく、十分な独立性が確保されていると考えております。

また、当社は、社外取締役山平恵子が企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から、当社の企業活動に助言・提言を受けることができると判断しております。同氏と当社との関係につきましては、人的関係、資本的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。また、同氏は当社と取引関係のない法人の出身者であり、十分な独立性が確保されております。

当社は、監査役制度の充実強化を進めており、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、3名は常勤監査役であります。また、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名(社外監査役)を選任しております。

社外監査役を含む監査役全員は取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、経営の監視機能は十分に機能する体制が整っていると考えております。

当社は、社外監査役橋本雅康が金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、カード会社の執行役員としての経験を有しており、客観的で公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができるものと判断しております。同氏と当社との関係につきましては、「役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり、同氏が当社の株式を所有しておりますが、人的関係、資本的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社取引銀行である株式会社りそな銀行及びりそなカード株式会社の出身者ですが、当社の銀行取引に占めるりそな銀行の割合は突出しておらず、りそなカード株式会社との取引額は極めて僅少であり、独立性に影響を与えることはありません。

当社は、社外監査役早川芳夫が公認会計士としての専門的知識・経験を生かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができるものと判断しております。同氏と当社との関係につきましては、人的関係、資本的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、当社を担当したことはなく、独立性に影響を与えることはありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所の社外役員・独立役員の独立性基準を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、社外監査役橋本雅康は常勤監査役であるため、社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、「(3) 監査の状況 監査役監査及び内部監査の状況」に記載のものと同一であります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査及び内部監査の状況

当社は、監査役制度の充実強化を進めており、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、3名は常勤監査役であります。なお、常勤監査役橋本雅康(社外監査役)は、金融機関での長年の経験と専門的知識があり、財務に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役早川芳夫(社外監査役)は、公認会計士としての高度な専門的知識や豊富な経験を有しております。

監査役会は、監査役会規則に基づき、法令・定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査報告書を作成しております。監査役は取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監督・監査しております。

当社の内部監査機能として、社長直轄の監査部(11名)が各部門の内部監査を定期的実施し、業務執行状況のチェックと不正や過誤の防止及び業務改善の助言を行っており、内部監査の結果等については毎月定期的に社長執行役員及び監査役へ報告しております。また、監査部は、会計監査人と連携しながら財務報告に係る内部統制について評価範囲内の全プロセスに対してその整備面、運用面に不備がないかを確認する体制を整えております。

また、監査の実効性を高めるため、常勤監査役と監査部との情報交換ミーティングを定期的に行っており、当事業年度は9回実施しました。その他、常勤監査役は執行役員会、CSR委員会、リスク管理委員会等の重要な会議にも出席しております。

当社では、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から、公正不偏の立場から会計監査及び内部統制監査を受けるとともに、監査役会に対して決算及び四半期決算に関する監査内容や結果の報告が行われております。また、CSR委員会(内部統制プロジェクト及びコンプライアンス・プロジェクトを統括)では、コンプライアンス統括責任者(経営管理本部長を務める取締役)を委員長に、各部門責任者、子会社の代表者、労働組合代表者を委員とし、オブザーバーとして監査役に参加を求めています。

会計監査の状況

A．業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定有限責任社員	平岡 義則	EY新日本有限責任監査法人
業務執行社員	内田 聡	

B．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名
 その他 13名

C. 監査法人の選定方針と理由

監査法人を選定するにあたっては、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性等に加え、監査チームの専門的な知識レベル、特殊事項への対応能力等、実務部門を含め総合的に勘案するとともに、当社監査役会の監査法人の評価も踏まえ判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

D. 監査役会による監査法人の評価

監査役会は、当社の財務・経理部門及び内部監査部門並びに会計監査人から、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況や品質等に関する情報を収集しました。会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人の概要、欠格事由の有無、品質管理システム、独立性及び会計監査人の外部レビュー結果への対応、監査計画、監査チーム体制、監査レビューの結果報告、その他会社計算規則第131条会計監査人の職務の遂行に関する事項等について審議した結果、会計監査人の監査の方法と結果を相当と評価いたしました。

監査報酬の内容等

A. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40		40	
連結子会社				
計	40		40	

B. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(A.を除く)

該当事項はありません。

C. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

D. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査時間等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

E. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬見積の算出根拠及び監査報酬の水準等、同業上場企業監査報酬等を参考に事業範囲等を踏まえ検討し、その報酬額は相当であると認めたことによります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

A．取締役報酬に関する事項

(a) 基本方針

経営戦略、経営目標に適合した客観的且つ透明性の高い指標に基づく報酬体系とする。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬については、必ずしも業績連動報酬等の変動報酬が相応しいとは言えないため、固定報酬のみの支給とする。

(b) 報酬の水準

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役については2017年6月27日であり、決議内容は取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）を「年額240百万円以内」とするものであります。

(c) 報酬の構成と個別配分

取締役報酬は、確定金銭報酬（70%）、業績連動株式報酬（20%）、個人業績連動報酬（10%）で構成するものとし、個別配分については、役位に応じて報酬倍率を設定しております。

(d) 業績連動株式報酬

制度の詳細については、「1 株式等の状況 (8)役員・従業員株式所有制度の内容 2. 取締役に対する業績連動型株式報酬制度」をご参照ください。

業績連動株式報酬に係る指標は、連結損益計算書における経常利益としております。当該指標を選択した理由は、従業員に支給する業績連動賞与（決算賞与）に係る指標を経常利益と定めていることから、業績目標の達成に向けて労使が一体となって営業施策を遂行することを目的としております。業績連動株式報酬の額の決定方法は、株式交付規程において定めており、内容は取締役会において決議しております。なお、当事業年度における業績連動株式報酬に係る指標の目標は、連結損益計算書における経常利益が10,500百万円であり、株式報酬引当金を41百万円計上しております。

(e) 個人業績連動報酬

制度の概要

- ）指名・報酬委員会が事業年度毎に各取締役の職務遂行の成果を評価する。
- ）評価結果に応じて、取締役個々人の個人業績連動報酬を0%～200%の範囲内で決定する。

(f) その他の事項

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役と代表取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。取締役会は、役員の報酬等の決定に関する基本方針、報酬の構成及び水準、算定方法、個人別報酬額及びそれらの決定手続き等について指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問を受け、独立社外取締役を委員長とする委員会で審議した結果を取締役に答申し、決定権限を有する取締役会が当該答申を受けて役員の報酬等を決定いたします。

役員の報酬等の額の決定過程における指名・報酬委員会の活動として、2018年10月に設置以降、有価証券報告書提出日までに4回の審議を行っております。なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額については、2018年6月26日開催の取締役会において審議され決議しております。

B．監査役報酬に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、監査役については決議年月日は2009年6月26日であり、決議内容は監査役の報酬額を「月額5百万円以内」とするものであります。監査役報酬は固定報酬とし、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮のうえ、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	176	135	41		7
監査役 (社外監査役を除く。)	25	25			2
社外役員	30	30			4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与に重要なものがないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、当該株式保有が保有先企業との安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した銘柄について、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

A．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取引関係の強化や事業の円滑な推進を目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有する方針とし、総資産に占める割合、保有目的の適格性、取引関係から得られる利益や配当等も勘案し、四半期毎に株価・評価損益・業況等を取締役に報告の上、総合的に見直しを行い、保有意義が希薄化したと判断される株式等については保有先等との対話・交渉を実施しながら、適宜処分も進めております。

B．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	59
非上場株式以外の株式	35	4,801

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式	1	59	当社の販売用商品仕入先であり、今後のエンタテインメント分野強化のため必要とする判断から保有株式数が増加したものの。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

C. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ダイキン工業 (株)	158,900	158,900	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	1,992	1,880		
(株)アシックス	412,000	412,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	590	774		
住友不動産(株)	76,000	76,000	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。不動産開発企業として、新規出店における物件の確保や入居先に対する家電製品の販売促進等相応の保有効果が認められる。	有
	340	292		
(株)サカイ引越センター	30,000	30,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。引越にとまなう先方顧客への家電製品の販売促進等相応の保有効果が認められる。	有
	210	163		
因幡電機産業 (株)	37,600	37,600	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。電設資材商社として、先方の販売ルートにおける当社取扱商材等の販売促進等相応の保有効果が認められる。	有
	165	178		
東洋テック(株)	125,000	125,000	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。店舗警備、集配金サービス等先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	有
	141	148		
(株)名古屋銀行	33,626	33,626	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	有
	120	131		
日本金銭機械 (株)	100,000	100,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。貨幣処理機メーカーとして、現金取扱省力化等先方技術等の活用において、相応の保有効果が認められる。	有
	111	120		
(株)ワキタ	87,000	87,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。建機商社として先方の販売ルートにおける当社取扱商材等の販売促進等相応の保有効果が認められる。	有
	97	105		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	22,499	22,499	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関また信託銀行グループとして、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	93	98		
エイチ・ツー・オーリテイリング(株)	60,795	60,795	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。小売業大手企業との店舗開発や業務の協業等、相応の保有効果が認められる。	有
	92	118		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	162,610	162,610	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	92	116		
大和ハウス工業 (株)	25,000	25,000	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。店舗開発における情報入手において、卓越した陣容を持つ企業であり、先方の業務機能の活用において相応の保有効果が認められる。	有
	86	99		
コーナン商事 (株)	30,300	30,300	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。小売企業として店舗開発における協業実績もあり、今後も相互の情報交換等相応の保有効果が認められる。	有
	83	75		
(株)山善	53,700	53,700	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	63	59		
(株)ハピネット	40,400		商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められ、今後のエンタテインメント分野強化のため必要とする判断から保有株式数が増加したものの。	有
	59			

(株)電響社	47,000	47,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	57	75		
カシオ計算機(株)	38,200	38,200	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	56	61		
(株)リそなホールディングス	109,013	109,013	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	53	63		
(株)ジャックス	25,200	25,200	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。クレジット企業として、当社オリジナルカードの発行等協業の観点からも保有効果が認められる。	有
	47	59		
(株)関西みらいフィナンシャルグループ	41,760		財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	34			
(株)関西アーバン銀行		26,100		
		36		
(株)千葉銀行	51,000	51,000	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	有
	32	43		
シャープ(株)	25,800	25,800	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	32	88		
(株)関西スーパーマーケット	25,000	25,000	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。小売企業として店舗開発における協業実績もあり、今後も相互の情報交換等相応の保有効果が認められる。	有
	26	27		
ソニー(株)	5,200	5,200	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	26	27		
フジテック(株)	16,000	16,000	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。建設関連企業として、店舗建設、メンテナンス等において相応の保有効果が認められる。	有
	20	22		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	5,424	5,424	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。損害保険企業として当社商品保証、店舗関連損害補償等について実績があり、相応の保有効果が認められる。	無
	18	17		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	4,420	4,420	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	17	20		
(株)めぶきフィナンシャルグループ	29,250	29,250	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	8	12		
イオンモール(株)	4,400	4,400	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。ショッピングモール開発運営企業として、先方運営施設に多数出店しており相応の保有効果が認められる。	無
	7	9		
三井倉庫ホールディングス(株)	4,000	20,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。先方物流機能を活用する中で、当社の販売サポートの主力企業として相応の保有効果が認められる。	有
	7	6		
キャノンマーケティングジャパン(株)	1,690	1,690	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	3	4		
大正製薬ホールディングス(株)	300	300	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	無
	3	3		
ダイワボウホールディングス(株)	500	500	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	無
	3	2		

オンキヨー(株)	51,508	51,508	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	無
	2	6		
(株)奥村組		88,200		
		390		

(注) 1. 東洋テック(株)以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、保有株式が60銘柄以下のため、すべての銘柄について記載しております。
 2. 定量的な保有効果については記載が困難であるため、保有の合理性の検証内容について記載しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	18	608	17	320

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式				
非上場株式以外の株式	22		291	

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(株)奥村組	88,200	313

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2018年3月23日内閣府令第7号。以下「改政府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改政府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改政府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改政府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適時適切な情報提供を受けるとともに、セミナー等への参加による情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,531	4,539
受取手形及び売掛金	12,631	16,262
たな卸資産	1 69,258	1 77,972
その他	7,651	9,091
貸倒引当金	16	3
流動資産合計	94,057	107,862
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	30,147	33,885
工具、器具及び備品（純額）	3,284	3,616
土地	3 29,055	3 29,055
リース資産（純額）	2,965	2,805
建設仮勘定	902	627
その他（純額）	883	932
有形固定資産合計	2 67,238	2 70,921
無形固定資産	2,108	2,372
投資その他の資産		
投資有価証券	5,729	5,479
繰延税金資産	2,992	3,555
退職給付に係る資産	3,282	3,637
差入保証金	13,510	13,340
その他	747	744
貸倒引当金	1,115	563
投資その他の資産合計	25,146	26,193
固定資産合計	94,492	99,488
資産合計	188,550	207,351

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,390	32,066
短期借入金	-	2,500
1年内返済予定の長期借入金	15,023	15,939
未払法人税等	3,019	2,432
賞与引当金	2,189	2,374
ポイント引当金	3,670	4,713
店舗閉鎖損失引当金	1,378	655
その他	19,239	24,093
流動負債合計	72,910	84,774
固定負債		
長期借入金	24,854	25,277
リース債務	2,906	2,872
再評価に係る繰延税金負債	3 551	3 551
商品保証引当金	1,787	2,736
株式報酬引当金	52	94
退職給付に係る負債	50	60
資産除去債務	3,278	3,481
その他	1,266	1,410
固定負債合計	34,747	36,484
負債合計	107,658	121,259
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金	20,114	20,114
利益剰余金	49,258	54,481
自己株式	3,883	3,699
株主資本合計	80,611	86,018
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,316	2,022
土地再評価差額金	3 2,105	3 2,105
退職給付に係る調整累計額	70	156
その他の包括利益累計額合計	281	73
純資産合計	80,892	86,091
負債純資産合計	188,550	207,351

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	1 391,726	1 403,832
売上原価	2 300,187	2 305,691
売上総利益	91,538	98,141
販売費及び一般管理費	3 81,858	3 87,154
営業利益	9,680	10,987
営業外収益		
受取利息	50	48
受取配当金	94	103
受取手数料	118	100
受取保険金及び配当金	52	59
その他	88	104
営業外収益合計	404	415
営業外費用		
支払利息	254	225
家賃地代	37	50
その他	130	122
営業外費用合計	422	399
経常利益	9,662	11,003
特別利益		
固定資産売却益	10	-
厚生年金基金解散益	2,726	-
特別利益合計	2,737	-
特別損失		
固定資産除却損	4 4	4 51
減損損失	5 1,357	5 1,179
貸倒引当金繰入額	957	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	965	51
その他	3	96
特別損失合計	3,287	1,378
税金等調整前当期純利益	9,112	9,625
法人税、住民税及び事業税	3,335	3,845
法人税等調整額	196	574
法人税等合計	3,532	3,270
当期純利益	5,579	6,354
親会社株主に帰属する当期純利益	5,579	6,354

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益	5,579	6,354
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	259	293
退職給付に係る調整額	89	85
その他の包括利益合計	170	207
包括利益	5,749	6,146
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,749	6,146
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	19,983	44,537	3,894	75,748
当期変動額					
剰余金の配当			859		859
親会社株主に 帰属する当期純利益			5,579		5,579
自己株式の取得				258	258
自己株式の処分		130		269	400
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計		130	4,720	11	4,862
当期末残高	15,121	20,114	49,258	3,883	80,611

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,056	2,105	160	110	75,859
当期変動額					
剰余金の配当					859
親会社株主に 帰属する当期純利益					5,579
自己株式の取得					258
自己株式の処分					400
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	259		89	170	170
当期変動額合計	259		89	170	5,032
当期末残高	2,316	2,105	70	281	80,892

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	20,114	49,258	3,883	80,611
当期変動額					
剰余金の配当			1,130		1,130
親会社株主に 帰属する当期純利益			6,354		6,354
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				184	184
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			5,223	184	5,407
当期末残高	15,121	20,114	54,481	3,699	86,018

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,316	2,105	70	281	80,892
当期変動額					
剰余金の配当					1,130
親会社株主に 帰属する当期純利益					6,354
自己株式の取得					0
自己株式の処分					184
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	293		85	207	207
当期変動額合計	293		85	207	5,199
当期末残高	2,022	2,105	156	73	86,091

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,112	9,625
減価償却費	4,483	4,864
減損損失	1,357	1,179
貸倒引当金の増減額(は減少)	964	22
賞与引当金の増減額(は減少)	176	185
ポイント引当金の増減額(は減少)	569	1,043
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	965	51
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	201	221
商品保証引当金の増減額(は減少)	548	948
受取利息及び受取配当金	145	151
支払利息	254	225
固定資産売却損益(は益)	10	-
固定資産除却損	4	51
厚生年金基金解散益	2,726	-
売上債権の増減額(は増加)	1,176	3,631
たな卸資産の増減額(は増加)	2,173	8,713
仕入債務の増減額(は減少)	1,387	3,675
前受金の増減額(は減少)	334	1,175
未払消費税等の増減額(は減少)	458	625
その他	820	630
小計	16,873	9,029
利息及び配当金の受取額	95	104
利息の支払額	256	223
法人税等の支払額	1,489	4,375
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,223	4,533

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,699	9,242
有形固定資産の売却による収入	93	-
投資有価証券の取得による支出	-	39
差入保証金の差入による支出	1,094	983
差入保証金の回収による収入	782	635
その他	313	797
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,230	10,427
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	-	2,500
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	49,000	53,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	52,000	49,000
長期借入れによる収入	15,100	18,500
長期借入金の返済による支出	18,645	17,160
ファイナンス・リース債務の返済による支出	996	1,104
自己株式の処分による収入	272	297
自己株式の取得による支出	5	0
配当金の支払額	859	1,130
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,134	5,900
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	857	7
現金及び現金同等物の期首残高	3,523	4,381
現金及び現金同等物の期末残高	4,381	4,389

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

- 13社 ジョーシンサービス株式会社
- ジョーシンテック株式会社
- ジェー・イー・ネクスト株式会社
- 兵庫京都ジョーシン株式会社
- ジャプロ株式会社
- 東海ジョーシン株式会社
- 関東ジョーシン株式会社
- 滋賀ジョーシン株式会社
- 和歌山ジョーシン株式会社
- 中四国ジョーシン株式会社
- ジェイ・ホビー株式会社
- J・P・S商事株式会社
- 北信越ジョーシン株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

イ. 商品

先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

株式報酬引当金

株式交付規程に基づく役員への将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度より費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

イ．ヘッジ手段

金利スワップ

ロ．ヘッジ対象

長期借入金の利息

ヘッジ方針

当グループのリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」3,455百万円及び「固定負債」の繰延税金負債(「その他」で表示)のうちの469百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,992百万円に含めて表示し、「固定負債」の繰延税金負債は13百万円として「その他」に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

2. 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めて表示しておりました「株式報酬引当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた1,787百万円は、「株式報酬引当金」52百万円、「その他」1,266百万円として組み替えており、差額の469百万円については、上記1.のとおり変更しております。

(追加情報)

1. 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社従業員に対する当グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を2014年12月10日に導入いたしました。

本取引は、「上新電機社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とし、「上新電機社員持株会信託口」（以下、「持株信託」といいます。）が、導入後約5年間にわたり持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を予め取得し、取得後、持株信託は信託期間（約5年）において、持株会へ当社株式を売却し、持株信託終了時に持株信託内に残余の財産が存在する場合は、当該金銭を受益者適格要件を満たす従業員に分配します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

前連結会計年度 607百万円、328千株 当連結会計年度 422百万円、228千株

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 441百万円 当連結会計年度 133百万円

2. 取締役に対する信託を用いた株式報酬制度

当社は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。以下同様）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 制度の概要

当社の業績及び株式価値と当社取締役の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年9月1日に導入いたしました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。信託期間約3年）が当社株式を取得し、当社取締役に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式が本信託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

前連結会計年度 252百万円、75千株 当連結会計年度 252百万円、75千株

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
商品	69,138百万円	77,863百万円
貯蔵品	120百万円	108百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	45,119百万円	47,015百万円

3 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。

・再評価を行った年月日 2001年3月31日

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	3,054百万円	2,749百万円

(連結損益計算書関係)

1 売上高には下記の項目を含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ポイント引当金戻入額	569百万円	ポイント引当金繰入額 1,043百万円

2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上原価	1,955百万円	2,334百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
広告宣伝費	12,209百万円	13,567百万円
給与及び手当	22,597百万円	23,489百万円
賞与	2,056百万円	2,207百万円
賞与引当金繰入額	1,952百万円	2,126百万円
商品保証引当金繰入額	835百万円	1,299百万円
退職給付費用	933百万円	860百万円
賃借料	10,956百万円	11,180百万円

4 固定資産除却損の主な内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	2百万円	15百万円
器具及び備品	1百万円	8百万円
什器等撤去費用	0百万円	27百万円

5 減損損失

当グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、その他	大阪府、東京都、千葉県他
賃貸不動産	建物及び構築物、工具、器具及び備品	大阪府、和歌山県

当グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸不動産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び撤収予定店舗等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,357百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、用途ごとの減損損失の内訳は、店舗における資産グループが1,354百万円、賃貸不動産における資産グループが2百万円であります。

(減損損失の内訳)

種類	金額(百万円)
建物及び構築物	1,119
工具、器具及び備品	207
その他	30

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額は、建物については固定資産税評価額により評価しております。なお、撤収予定店舗の廃棄予定資産等については、正味売却価額をゼロとして評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト5.1%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、その他	兵庫県、京都府、大阪府他
賃貸不動産	建物及び構築物、その他	富山県

当グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸不動産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び撤収予定店舗等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,179百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、用途ごとの減損損失の内訳は、店舗における資産グループが1,098百万円、賃貸不動産における資産グループが80百万円であります。

(減損損失の内訳)

種類	金額(百万円)
建物及び構築物	919
工具、器具及び備品	189
その他	70

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額は、建物については固定資産税評価額により評価しております。なお、撤収予定店舗の廃棄予定資産等については、正味売却価額をゼロとして評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト3.1%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	375百万円	311百万円
組替調整額	3百万円	百万円
税効果調整前	371百万円	311百万円
税効果額	112百万円	17百万円
その他有価証券評価差額金	259百万円	293百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	200百万円	92百万円
組替調整額	72百万円	30百万円
税効果調整前	128百万円	123百万円
税効果額	39百万円	37百万円
退職給付に係る調整額	89百万円	85百万円
その他の包括利益合計	170百万円	207百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	57,568,067		28,784,034	28,784,033

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

株式併合による減少 28,784,034株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,679,597	2,389	2,420,621	2,261,365

(注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

2. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、社員持株会専用信託口が保有する当社株式がそれぞれ、817,000株、328,500株含まれております。

3. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託口が保有する当社株式が75,000株含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加(株式併合前) 1,645株

単元未満株式の買取りによる増加(株式併合後) 127株

株式併合による端数株式の買取りによる増加 617株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 2,289,621株

社員持株会専用信託口から社員持株会への売却による減少(株式併合前) 102,000株

社員持株会専用信託口から社員持株会への売却による減少(株式併合後) 29,000株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月27日 定時株主総会	普通株式	859	16	2017年3月31日	2017年6月28日

(注) 1. 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金13百万円が含まれております。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり配当額については、株式併合前の実際の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,130	42	2018年3月31日	2018年6月27日

(注) 1. 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金13百万円及び役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 1株当たり配当額には、創業70周年記念配当10円が含まれております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,784,033			28,784,033

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,261,365	277	100,000	2,161,642

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、社員持株会専用信託口が保有する当社株式がそれぞれ、328,500株、228,500株含まれております。

2. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託口が保有する当社株式がそれぞれ、75,000株ずつ含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 277株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

社員持株会専用信託口から社員持株会への売却による減少 100,000株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,130	42	2018年3月31日	2018年6月27日

(注) 1. 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金13百万円及び役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 1株当たり配当額には、創業70周年記念配当10円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,346	50	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金11百万円及び役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	4,531百万円	4,539百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	150百万円	150百万円
現金及び現金同等物	4,381百万円	4,389百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、販売管理システム等におけるハードウェア(工具、器具及び備品)であります。

・無形固定資産

主として、販売管理用ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	902百万円	1,047百万円
1年超	4,593百万円	5,611百万円
合計	5,496百万円	6,659百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	84百万円	314百万円
1年超	384百万円	1,706百万円
合計	469百万円	2,020百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、店舗等の賃借に伴い、差入保証金の差入を行っており、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日及び償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当グループは、売掛金管理規程に従い、営業債権について、各営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、分割返還等による早期回収及び賃貸人所有資産に対して差入保証金の返還請求権を担保する抵当権設定を行うなど、回収不能リスクの軽減を図っております。また、不動産管理部門が主要な賃貸人の状況を定期的にモニタリングし、差入相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引相手先を信用ある金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,531	4,531	
(2) 受取手形及び売掛金	12,631	12,631	
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,670	5,670	
(4) 差入保証金	13,510	13,452	57
資産計	36,344	36,286	57
(1) 支払手形及び買掛金	28,390	28,390	
(2) 短期借入金			
(3) 長期借入金	39,877	39,863	13
負債計	68,268	68,254	13

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,539	4,539	
(2) 受取手形及び売掛金	16,262	16,262	
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,420	5,420	
(4) 差入保証金	13,340	13,412	72
資産計	39,562	39,635	72
(1) 支払手形及び買掛金	32,066	32,066	
(2) 短期借入金	2,500	2,500	
(3) 長期借入金	41,217	41,173	43
負債計	75,784	75,740	43

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	59	59

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,006			
受取手形及び売掛金	12,631			
合計	15,637			

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,858			
受取手形及び売掛金	16,262			
合計	19,120			

(注4)短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金						
長期借入金	15,023	11,715	7,611	4,740	786	
合計	15,023	11,715	7,611	4,740	786	

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,500					
長期借入金	15,939	12,143	8,677	2,993	1,463	
合計	18,439	12,143	8,677	2,993	1,463	

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	5,564	2,431	3,133
債券			
その他			
小計	5,564	2,431	3,133
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	106	116	10
債券			
その他			
小計	106	116	10
合計	5,670	2,548	3,122

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	4,955	2,082	2,872
債券			
その他			
小計	4,955	2,082	2,872
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	465	526	61
債券			
その他			
小計	465	526	61
合計	5,420	2,609	2,811

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について3百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、時価の下落率が50%以上の銘柄についてはすべて減損処理を行い、時価の下落率が30%以上50%未満の銘柄については個別に回復可能性を検討し、回復する見込みがないものについて減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	10,479	8,293	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、注記事項「金融商品関係 2. 金融商品の時価等に関する事項」の当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	12,060	9,574	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、注記事項「金融商品関係 2. 金融商品の時価等に関する事項」の当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

- 提出会社 確定給付型の制度として、確定給付年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入してはりましたが、当社の加入する西日本電機販売厚生年金基金は、2016年3月4日付で厚生労働大臣の認可を受け解散し、前連結会計年度において残余財産の交付が完了しております。
- 確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
- また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。
- 連結子会社 確定給付型の制度として、確定給付年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、一部の連結子会社が有する確定給付年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用を計算しております。
- また、一部の連結子会社は確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	10,188百万円	14,359百万円
勤務費用	816百万円	804百万円
利息費用	110百万円	107百万円
数理計算上の差異の発生額	44百万円	120百万円
退職給付の支払額	466百万円	401百万円
厚生年金基金解散に伴う増加額	3,667百万円	百万円
退職給付債務の期末残高	14,359百万円	14,748百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	10,538百万円	17,440百万円
期待運用収益	284百万円	348百万円
数理計算上の差異の発生額	156百万円	27百万円
事業主からの拠出額	839百万円	812百万円
退職給付の支払額	457百万円	395百万円
厚生年金基金解散に伴う交付額	6,393百万円	百万円
年金資産の期末残高	17,440百万円	18,178百万円

(注) 前連結会計年度において、厚生年金基金解散に伴う退職給付債務の増加額3,667百万円と同解散に伴う年金資産の交付額6,393百万円の差額2,726百万円については、「厚生年金基金解散益」として特別利益に計上しております。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,318百万円	14,698百万円
年金資産	17,440百万円	18,178百万円
	3,122百万円	3,479百万円
非積立型制度の退職給付債務	41百万円	50百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,081百万円	3,429百万円
退職給付に係る負債	41百万円	50百万円
退職給付に係る資産	3,122百万円	3,479百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,081百万円	3,429百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	816百万円	804百万円
利息費用	110百万円	107百万円
期待運用収益	284百万円	348百万円
数理計算上の差異の費用処理額	72百万円	30百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	714百万円	593百万円
厚生年金基金解散費(注)	2,726百万円	百万円

(注) 特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
数理計算上の差異	128百万円	123百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識数理計算上の差異	102百万円	225百万円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
株式	46%	44%
債券	29%	31%
その他	25%	25%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	81百万円	150百万円
退職給付費用	43百万円	21百万円
退職給付の支払額	1百万円	0百万円
制度への拠出額	23百万円	18百万円
退職給付に係る負債の期末残高	150百万円	147百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	249百万円	263百万円
年金資産	408百万円	421百万円
	159百万円	157百万円
非積立型制度の退職給付債務	8百万円	10百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	150百万円	147百万円
退職給付に係る負債	8百万円	10百万円
退職給付に係る資産	159百万円	157百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	150百万円	147百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 43百万円 当連結会計年度 21百万円

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度311百万円、当連結会計年度346百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	1,122百万円	1,441百万円
たな卸資産評価損	1,020百万円	1,192百万円
減損損失	1,036百万円	1,183百万円
資産除去債務	1,055百万円	1,096百万円
商品保証引当金	546百万円	836百万円
賞与引当金	679百万円	736百万円
未払事業税	190百万円	230百万円
投資有価証券評価損	201百万円	201百万円
店舗閉鎖損失引当金	421百万円	200百万円
貸倒引当金	346百万円	173百万円
その他	357百万円	439百万円
小計	6,978百万円	7,734百万円
評価性引当額(注)	1,447百万円	1,583百万円
合計	5,531百万円	6,150百万円
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	994百万円	1,100百万円
その他有価証券評価差額金	806百万円	788百万円
資産除去債務に対応する 除去費用	525百万円	539百万円
その他	225百万円	187百万円
合計	2,552百万円	2,617百万円
繰延税金資産の純額	2,992百万円	3,555百万円
繰延税金負債の純額	13百万円	22百万円

(注) 評価性引当額が135百万円増加しております。この変動の主な内容は、当社において減損損失に係る評価性引当額が251百万円増加し、投資有価証券評価損に係る評価性引当額が47百万円、店舗閉鎖損失引当金に係る評価性引当額が40百万円それぞれ減少しております。

再評価に係る繰延税金負債

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
再評価に係る繰延税金資産	1,026百万円	1,026百万円
評価性引当額	1,026百万円	1,026百万円
計	百万円	百万円
再評価に係る繰延税金負債	551百万円	551百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に 損金不算入の項目	0.1%	0.1%
評価性引当額	5.9%	1.4%
住民税均等割額	2.2%	2.2%
税額控除	%	1.1%
その他	0.2%	0.8%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	38.8%	34.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として、店舗建物の建物賃貸借契約及び店舗建物用地の土地賃貸借契約に伴う原状回復義務等でありま
す。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を賃貸借契約の契約期間と同一と見積り、割引率は国債の利回り等適切な指標の
当該使用見込期間と同期間にあたる率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	3,174百万円	3,447百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	313百万円	261百万円
時の経過による調整額	53百万円	52百万円
資産除去債務の履行による減少額	93百万円	181百万円
期末残高	3,447百万円	3,580百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務における外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載すべき事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務における外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載すべき事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

開示すべき取引はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

開示すべき取引はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	3,049.92円	3,233.80円
1株当たり当期純利益	210.62円	239.10円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,579	6,354
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	5,579	6,354
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,492	26,575

3. 株主資本において自己株式として計上されている社員持株会専用信託口及び役員向け株式交付信託口に
 残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に
 含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めて
 おります。
 1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度403千株(社
 員持株会専用信託口359千株、役員向け株式交付信託口43千株)、当連結会計年度350千株(社員持株会専
 用信託口275千株、役員向け株式交付信託口75千株)であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当
 該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度403千株(社員持株会専用信託口328千株、役員向け株式交
 付信託口75千株)、当連結会計年度303千株(社員持株会専用信託口228千株、役員向け株式交付信託口75
 千株)であります。
 4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。前連結会計
 年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び普通株式の期中平均株式数を
 算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		2,500	0.35	
1年以内に返済予定の長期借入金	15,023	15,939	0.55	
1年以内に返済予定のリース債務	972	1,075		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	24,854	25,277	0.50	2020年～2024年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,906	2,872		2020年～2025年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内返済予定)	5,000	9,000	0.00	
合計	48,756	56,665		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	12,143	8,677	2,993	1,463
リース債務	938	783	622	382

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	89,724	192,454	300,014	403,832
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,269	5,312	8,253	9,625
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	747	3,484	5,422	6,354
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	28.19	131.26	204.14	239.10

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	28.19	103.01	72.87	35.02

重要な訴訟事件等

当社は、2016年4月25日付で株式会社エディオンより、不正競争行為に基づく損害賠償等の請求訴訟を提訴され現在係争中であります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,658	3,571
受取手形	-	1
売掛金	12,635	16,202
商品	68,555	77,256
貯蔵品	116	105
その他	8,256	9,640
貸倒引当金	11	1
流動資産合計	93,211	106,776
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	28,239	31,745
構築物（純額）	1,752	1,968
工具、器具及び備品（純額）	3,183	3,527
土地	29,195	29,195
リース資産（純額）	2,965	2,805
建設仮勘定	902	627
その他（純額）	952	1,005
有形固定資産合計	67,191	70,874
無形固定資産		
借地権	1,026	1,036
その他	1,059	1,310
無形固定資産合計	2,085	2,346
投資その他の資産		
投資有価証券	5,721	5,469
関係会社株式	683	683
前払年金費用	2,859	3,070
繰延税金資産	2,917	3,480
差入保証金	13,507	13,337
その他	729	730
貸倒引当金	1,115	563
投資その他の資産合計	25,303	26,208
固定資産合計	94,580	99,430
資産合計	187,791	206,206

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,144	1,101
買掛金	25,422	30,179
短期借入金	9,600	13,030
1年内返済予定の長期借入金	15,023	15,939
未払法人税等	2,928	2,289
賞与引当金	1,913	2,081
ポイント引当金	3,670	4,713
店舗閉鎖損失引当金	1,378	654
その他	20,800	25,433
流動負債合計	82,880	95,423
固定負債		
長期借入金	24,854	25,277
リース債務	2,906	2,872
再評価に係る繰延税金負債	551	551
退職給付引当金	16	28
商品保証引当金	1,787	2,736
株式報酬引当金	52	94
資産除去債務	3,248	3,450
その他	1,223	1,372
固定負債合計	34,640	36,383
負債合計	117,520	131,806
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金		
資本準備金	5,637	5,637
その他資本剰余金	14,476	14,476
資本剰余金合計	20,114	20,114
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	263	183
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	25,447	29,765
利益剰余金合計	38,710	42,949
自己株式	3,883	3,699
株主資本合計	70,063	74,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,313	2,018
土地再評価差額金	2,105	2,105
評価・換算差額等合計	207	86
純資産合計	70,270	74,399
負債純資産合計	187,791	206,206

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	387,567	399,302
売上原価	291,037	296,038
売上総利益	96,529	103,264
販売費及び一般管理費	2 87,969	2 93,785
営業利益	8,560	9,478
営業外収益		
受取利息	60	57
受取配当金	94	102
受取手数料	182	165
受取保険金及び配当金	52	59
その他	78	96
営業外収益合計	467	482
営業外費用		
支払利息	302	276
家賃地代	37	50
その他	129	122
営業外費用合計	470	450
経常利益	8,558	9,510
特別利益		
固定資産売却益	10	-
厚生年金基金解散益	2,726	-
特別利益合計	2,737	-
特別損失		
固定資産除却損	4	49
減損損失	1,357	1,161
貸倒引当金繰入額	957	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	965	50
その他	3	96
特別損失合計	3,287	1,356
税引前当期純利益	8,007	8,153
法人税、住民税及び事業税	2,946	3,328
法人税等調整額	193	544
法人税等合計	3,139	2,784
当期純利益	4,868	5,369

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	15,121	5,637	14,345	19,983	342	13,000	21,358	34,700
当期変動額								
剰余金の配当							859	859
当期純利益							4,868	4,868
特別償却準備金の 取崩					79		79	
自己株式の取得								
自己株式の処分			130	130				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計			130	130	79		4,088	4,009
当期末残高	15,121	5,637	14,476	20,114	263	13,000	25,447	38,710

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,894	65,911	2,053	2,105	52	65,859
当期変動額						
剰余金の配当		859				859
当期純利益		4,868				4,868
特別償却準備金の 取崩						
自己株式の取得	258	258				258
自己株式の処分	269	400				400
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			259		259	259
当期変動額合計	11	4,151	259		259	4,411
当期末残高	3,883	70,063	2,313	2,105	207	70,270

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	15,121	5,637	14,476	20,114	263	13,000	25,447	38,710
当期変動額								
剰余金の配当							1,130	1,130
当期純利益							5,369	5,369
特別償却準備金の取崩					79		79	
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					79		4,318	4,238
当期末残高	15,121	5,637	14,476	20,114	183	13,000	29,765	42,949

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,883	70,063	2,313	2,105	207	70,270
当期変動額						
剰余金の配当		1,130				1,130
当期純利益		5,369				5,369
特別償却準備金の取崩						
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	184	184				184
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			294		294	294
当期変動額合計	184	4,423	294		294	4,128
当期末残高	3,699	74,486	2,018	2,105	86	74,399

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品

先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(7) 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく役員への将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息

ヘッジ方針

当社のリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

(3) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」3,314百万円及び「固定負債」の繰延税金負債(「その他」で表示)396百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,917百万円に含めて表示しております。

2. 貸借対照表

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めて表示しておりました「株式報酬引当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた1,672百万円は、「株式報酬引当金」52百万円、「その他」1,223百万円として組替えており、差額の396百万円については、上記1.のとおり変更しております。

(追加情報)

1. 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 取締役に対する信託を用いた株式報酬制度

取締役に対する信託を用いた株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	1,128百万円	1,262百万円
短期金銭債務	12,818百万円	13,968百万円
長期金銭債務	8百万円	8百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	965百万円	956百万円
仕入高(外注費を含む)	14,029百万円	16,294百万円
その他の営業取引高	8,596百万円	9,464百万円
営業取引以外の取引による取引高	340百万円	573百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
広告宣伝費	12,752百万円	14,159百万円
物流費	12,752百万円	14,169百万円
給与及び手当	22,106百万円	22,955百万円
賞与	2,016百万円	2,162百万円
賞与引当金繰入額	1,913百万円	2,081百万円
商品保証引当金繰入額	835百万円	1,299百万円
退職給付費用	922百万円	846百万円
減価償却費	4,193百万円	4,539百万円
賃借料	11,000百万円	11,220百万円

販売費と一般管理費のおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費	96%	96%
一般管理費	4%	4%

(有価証券関係)

前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額683百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、関連会社株式は所有しておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額683百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、関連会社株式は所有しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	1,122百万円	1,441百万円
たな卸資産評価損	1,002百万円	1,174百万円
減損損失	1,030百万円	1,171百万円
資産除去債務	1,045百万円	1,083百万円
商品保証引当金	546百万円	836百万円
賞与引当金	584百万円	636百万円
投資有価証券評価損	201百万円	201百万円
店舗閉鎖損失引当金	421百万円	200百万円
その他	802百万円	736百万円
小計	6,757百万円	7,482百万円
評価性引当額	1,421百万円	1,558百万円
合計	5,335百万円	5,924百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	869百万円	939百万円
その他有価証券評価差額金	805百万円	786百万円
資産除去債務に対応する 除去費用	517百万円	529百万円
その他	225百万円	188百万円
合計	2,417百万円	2,443百万円
繰延税金資産の純額	2,917百万円	3,480百万円

再評価に係る繰延税金負債

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
再評価に係る繰延税金資産	1,026百万円	1,026百万円
評価性引当額	1,026百万円	1,026百万円
計	百万円	百万円
再評価に係る繰延税金負債	551百万円	551百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に 損金不算入の項目	0.0%	0.0%
評価性引当額	6.7%	1.7%
住民税均等割額	2.4%	2.5%
税額控除	%	1.0%
その他	0.7%	0.3%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	39.2%	34.1%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	28,239	6,806	1,223 (891)	2,076	31,745	25,849
	構築物	1,752	497	18 (13)	263	1,968	3,595
	工具、器具及び備品	3,183	1,855	245 (188)	1,265	3,527	13,118
	土地	29,195 [1,554]				29,195 [1,554]	
	リース資産	2,965	545		705	2,805	2,742
	建設仮勘定	902	619	894		627	
	その他	952	215	31 (31)	131	1,005	1,194
	計	67,191	10,539	2,413 (1,123)	4,442	70,874	46,500
無形固定資産	借地権	1,026	18	8 (8)		1,036	
	その他	1,059	649	24 (24)	373	1,310	
	計	2,085	668	33 (33)	373	2,346	

- (注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。
建物 和泉中央店他新設店舗 4,862百万円
2. 土地の当期首残高及び当期末残高の[内書]は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)等により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。
3. 当期減少額の(内書)は、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,126	3	565	564
賞与引当金	1,913	2,081	1,913	2,081
ポイント引当金	3,670	4,713	3,670	4,713
店舗閉鎖損失引当金	1,378	247	971	654
商品保証引当金	1,787	1,299	350	2,736
株式報酬引当金	52	41		94

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は、2016年4月25日付で株式会社エディオンより、不正競争行為に基づく損害賠償等の請求訴訟を提訴され現在係争中であります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	3月31日現在の株主(100株以上)に対し、お買物優待券(200円券、1回2,000円以上のお買物につき2,000円ごとに1枚使用可)を次のとおり進呈 100株以上 500株未満 11枚 500株以上 2,500株未満 60枚 2,500株以上 5,000株未満 120枚 5,000株以上 180枚 さらに2年以上継続保有の株主(毎年3月末日の株主名簿に同一株主番号で、連続して3回以上記載または記録された株主)には、次のとおり追加進呈 500株以上 2,500株未満 30枚 2,500株以上 5,000株未満 60枚 5,000株以上 90枚 9月30日現在の株主(全株主)に対し、お買物優待券(200円券、1回2,000円以上のお買物につき2,000円ごとに1枚使用可)を次のとおり進呈 全株主 25枚

(注) 当社は、株主の有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第70期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第71期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月13日関東財務局長に提出。

第71期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月12日関東財務局長に提出。

第71期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 2018年6月29日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年 6月27日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平	岡	義	則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	田		聡

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、上新電機株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上新電機株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年 6月27日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 岡 義 則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。